

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年8月19日

【計算期間】 第8期 自 平成20年5月21日 至 平成21年5月20日

【ファンド名】 りそなノステート・ストリート外国債券インデックス・オープン

【発行者名】 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山本 幸次

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂9丁目7番1号

【事務連絡者氏名】 岩淵 浩一

【連絡場所】 東京都港区赤坂9丁目7番1号

【電話番号】 03 - 4530 - 7085

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的および基本的性格】

当ファンドは、シティグループ世界国債指数（除く日本、円ベース）に連動した投資成果を目指して運用を行います。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとします。

また委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型 追加型	国内	株式	MMF	インデックス型 特殊型
	海外	債券 不動産投信 その他資産	MRF	
	内外	() 資産複合 ()	ETF	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

当ファンドが該当する商品分類

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	債券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般	年 1回	グローバル				ブル・ベア 型
大型株	年 2回	日本				

中小型株	年 4回	北米			日経 225	
債券			ファミリー	あり		
一般	年 6回	欧州	ファンド	()		条件付運用型
国債	(隔月)					
社債		アジア			TOPIX	
その他債券	年12回					
クレジット属性	(毎月)	オセアニア				ロング・ショート型/ 絶対収益追求型
()						
日々		中南米		なし		
不動産投信			ファンド・オブ・ファンズ			
	その他	アフリカ			その他	
その他資産	()				(シティグループ世界国債指数(除く日本、円ベース))	
(投資信託証券(債券))		中近東				その他
		(中東)				()
資産複合						
資産配分固定型		エマージング				
資産配分変動型						

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドが該当する属性区分

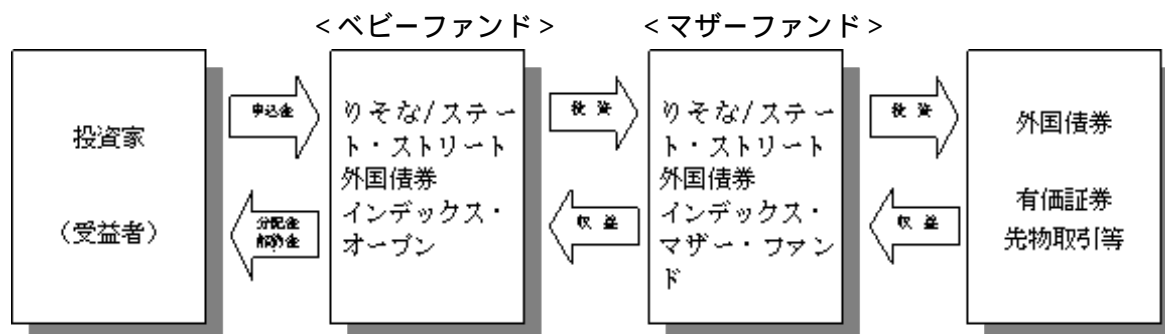
項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産(投資信託証券(債券))	目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投資以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載は、組入資産を表します。なお、当ファンドにおける組入資産は、投資信託証券です。
決算頻度	年 1 回	目論見書又は投資信託約款において、年 1 回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

対象 インデックス	その他	「その他」とは日経225またはTOPIXにあてはまらない全てのものをいいます。
--------------	-----	---

商品分類、属性区分は、社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

(2)【ファンドの仕組み】

当ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、その実質的な運用を行う仕組みです。また、マザーファンドの収益はすべてベビーファンドに還元されます。



* マザーファンドには、「りそな/ステート・ストリート外国債券インデックス・オープン」以外にも、当該マザーファンドに投資する他のファンド(ベビーファンド)があります。

ファンドの関係法人

ファンドの関係法人は以下のとおりです。

- 1) ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社 (以下「委託会社」といいます。)

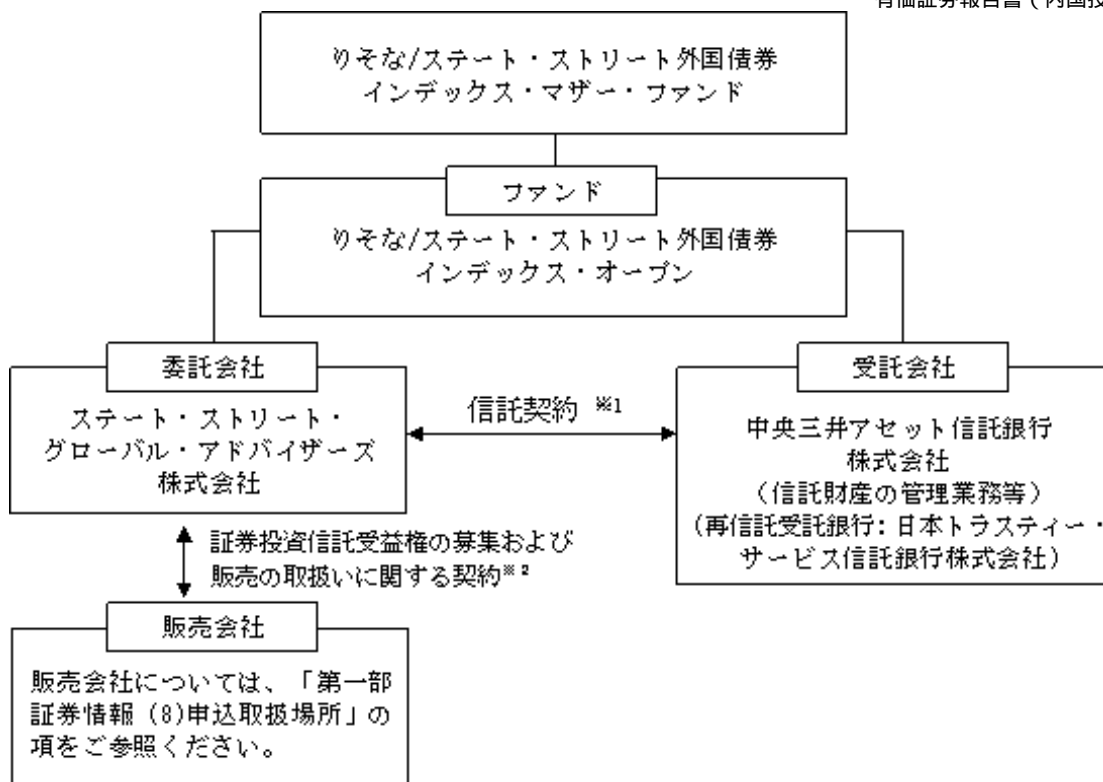
委託会社は、信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。
- 2) 中央三井アセット信託銀行株式会社 (以下「受託会社」といいます。)

(再信託受託会社：日本トラスティー・サービス信託銀行株式会社)

受託会社は、信託財産の管理業務、信託財産の計算等を行います。また、信託事務の一部につき、日本トラスティー・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。
- 3) 販売会社

販売会社は、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付けならびに収益分配金、一部解約代金および償還金の支払い等を行います。

ファンド関係法人



1 信託契約

委託会社、受託会社および受益者に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益権に関する事項、信託の元本、収益の管理および運営に関する事項等が定められます。

なお、ファンドは、委託会社と受託会社とが信託契約を締結することにより成立します。信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき、あらかじめ監督官庁に届け出た信託約款の内容に基づいて締結されます。

2 証券投資信託受益権の募集および販売の取扱いに関する契約

販売会社の募集の取扱い、換金の取扱い、償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められます。

委託会社の概況（平成21年7月31日現在）

1) 資本金

3億1千万円

2) 沿革

平成10年2月25日	ステート・ストリート投資顧問株式会社 設立
平成10年3月31日	投資顧問業の登録
平成10年8月28日	ステート・ストリート投信投資顧問株式会社に商号変更
平成10年9月30日	投資一任契約に係る業務の認可
平成10年9月30日	証券投資信託の委託会社としての認可取得
平成19年9月30日	金融商品取引業者の登録
平成20年7月 1日	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社に商号変更

3) 大株主の状況

(平成21年7月31日現在)

氏名または名称	住所	所有株数	所有比率
ステート・ストリート・インターナショナル・ホールディングス	アメリカ合衆国マサチューセッツ州ボストン フランクリン・ストリート 225	6,200株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

当ファンドは、「リそな/ステート・ストリート外国債券インデックス・マザー・ファンド」受益証券に投資することにより、シティグループ世界国債指数（除く日本、円ベース）に連動した投資成果をめざして運用を行います。シティグループ世界国債指数（除く日本、円ベース）とは、世界主要国の日本を除く22カ国（2009年7月末現在）を投資対象国として、シティグループ社が開発した世界国債指数です。なお、この投資対象国に関しては定期的な見直しにより変更されることがあります。

リそな/ステート・ストリート外国債券インデックス・マザー・ファンド受益証券を主たる投資対象とします。

マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。

外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。

投資状況に応じ、リそな/ステート・ストリート外国債券インデックス・マザー・ファンドと同様の運用を直接行うことがあります。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。その際の実質投資比率は、原則として信託財産の純資産総額の100%以内とします。また、実質投資比率がこの上限を超過した場合には、速やかに調整するものとします。なお、ここでいう実質投資比率は、現物資産の時価総額と有価証券先物等の買建玉の時価総額の合計額から売建玉の時価総額を差引いた額の、純資産総額に対する比率をいいます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）ならびに金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。

信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては上記の運用ができないことがあります。

(2)【投資対象】

委託会社は、信託金を、主としてステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社を委託会社とし、中央三井アセット信託銀行株式会社を受託会社として締結された「リそな/ステート・ストリート外国債券インデックス・マザー・ファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します（信託約款第19条）。

- 1) 株券または新株引受権証券
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

- 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9) 特定目的会社に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)
および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号までの証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 17) 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 20) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの。
- 21) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 22) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、1)の証券または証書、12)および17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券ならびに12)および17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)の証券および14)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます(信託約款第19条第2項)。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

上記 の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます(信託約款第19条第3項)。

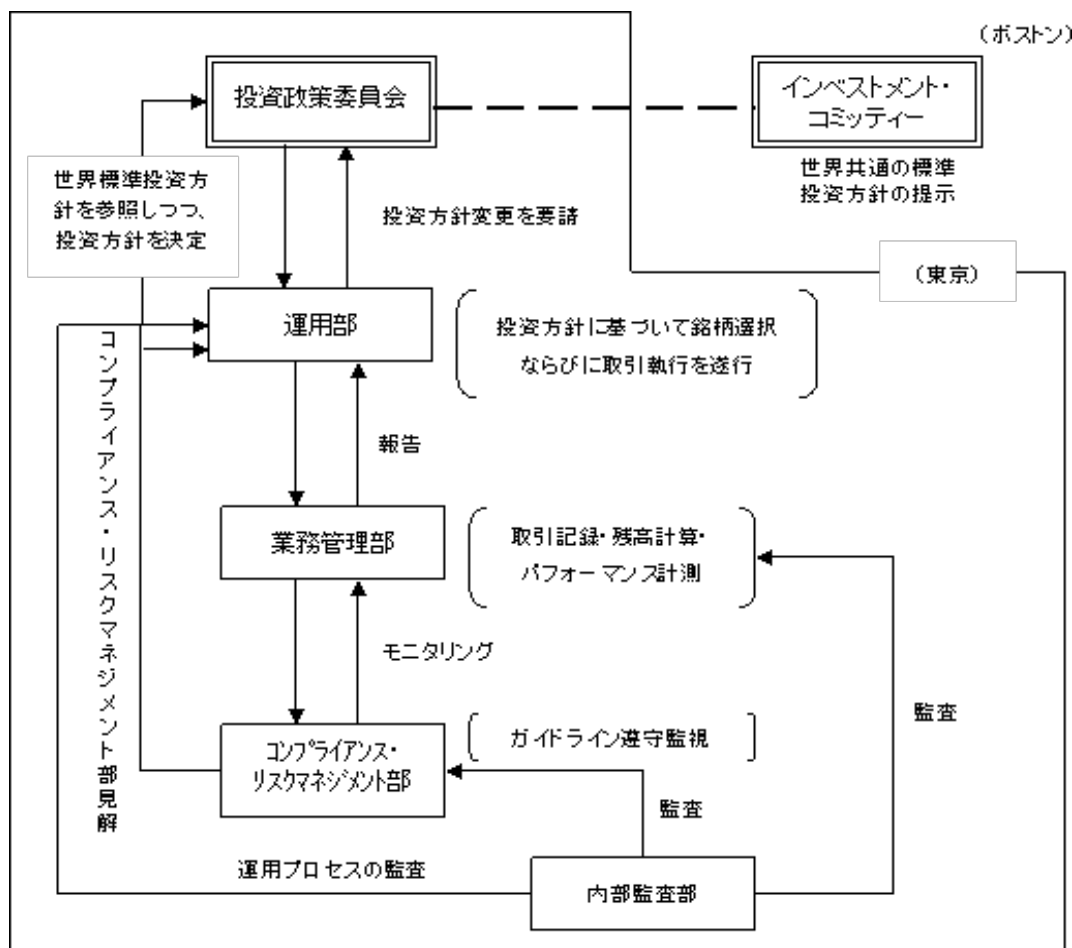
委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。(信託約款第19条第4項。)

委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。(信託約款第19条第5項。)

委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。(信託約款第19条第6項)

上記 から において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券、株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(3) 【運用体制】



委託会社において、運用部の各ファンド担当者がそのポートフォリオ管理、運用モデル/プロセスの改善の任に就いていますが、常にボストン本社を中心とした海外拠点の当該戦略に関わる運用担当者と意見・情報交換を行いながら、モデルの問題点・改善点、パフォーマンス、市場・運用情報などにつきコミュニケーションを保っています。

運用の報告は、委託会社の投資政策委員会に対してなされます。投資政策委員会は、チーフ・インベストメント・オフィサー、運用部長、各運用戦略責任者、業務管理部の運用評価グループ責任者、コンプライアンス責任者等により構成されています。なお、投資政策委員会においては、全ファンドの毎月末のポートフォリオ構成、パフォーマンス、取引先別の売買高、売買手数料などを確認し、ガイドラインからの乖離や、同一戦略の受託資産間でのパフォーマンスの乖離状況等の報告を受けます。運用担当者は、投資戦略別に毎月の投資行動を報告した上で、ガイドラインからの乖離やパフォーマンスの格差、発注取引先の集中等が生じている場合には、その理由及び顧客への説明状況について報告します。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

毎年1回決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、繰越分を含めた利子等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

(5) 【投資制限】

信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

- 1) マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。

- 2) 公社債への実質的投資割合には制限を設けません。
- 3) 株式への実質的投資割合は、転換社債の転換および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使による取得に限り信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 4) 外貨建資産への実質的投資割合には制限を設けません。

信託約款上のその他の投資制限

- 1) 投資する株式の範囲(信託約款第21条)

委託会社が投資することを指図する株式は、転換社債の転換および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。））の行使による取得に限り、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの（上場予定の株式で目論見書等において上場されることが確認できるものを含みます。）とします。ただし、株主割当または社債権者割当による取得する株式については、この限りではありません。
- 2) 先物取引等の運用指図(信託約款第22条)
 - (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ）。
 - (b) 委託会社は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
 - (c) 委託会社は、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- 3) スワップ取引の運用指図(信託約款第23条)
 - (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
 - (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期間が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。
 - (c) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
 - (d) 前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
 - (e) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
 - (f) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたと

きは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

- 4) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(信託約款第24条)
 - (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 - (b) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - (c) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
 - (d) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 5) 有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款第25条)
 - (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - イ．株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - ロ．公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
 - (b) 上記(a)各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - (c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- 6) 公社債の空売りの指図範囲(信託約款第26条)
 - (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - (b) 上記(a)の売り付けの指図は、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - (c) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(b)の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- 7) 公社債の借入れ(信託約款第27条)
 - (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められた時は、担保の提供の指図を行うものとします。
 - (b) 上記(a)の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - (c) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(b)の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。
 - (d) 上記(a)の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。
- 8) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款第28条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 9) 外国為替予約取引の指図および範囲(信託約款第29条)
 - (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
 - (b) 上記(a)の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
 - (c) 上記(b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超え

る額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

その他の法令上の投資制限

当ファンドに適用されるその他の法令上の投資制限は以下のとおりです（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第27条第1項第5号）。上記 および において記載された投資制限によって特定の法令上の投資制限が充足されている場合には、当該法令上の投資制限は本 において記載されていません。

委託会社は、当ファンドの信託財産の純資産総額に100分の50を乗じて得られる額が当該信託財産に係る次の(a)および(b)に掲げる額(これに係る取引のうち、当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価益を生じた取引がある場合には当該評価益の合計額を控除した額とします。)ならびに(c)および(d)に掲げる額の合計額を下回ることとなるにもかかわらず、当該信託財産に係る有価証券先物取引等を行うことまたは継続することを受託会社に指図することはできません。

- (a) 当該信託財産に係る先物取引等評価損。但し、有価証券オプション取引等(有価証券オプション取引、外国有価証券市場におけるこれと類似の取引および金融先物取引法第2条第4項第3号に掲げる取引(海外金融先物市場(同条第8項に規定する海外金融先物市場をいいます。))におけるこれと類似の取引を含みます。)をいいます。(b)において同じ。)および有価証券店頭オプション取引等(有価証券店頭オプション取引、同条第5項第2号に掲げる取引および選択権付債券売買(当事者の一方が受渡日を指定できる権利を有する債券売買であって、行使期間内に受渡日の指定が行われない場合には、当該債券売買の契約が解除されるものをいいます。)をいいます。(b)において同じ。)の売付約定に係るものを除きます。
- (b) 当該信託財産に係る有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等のうち売付約定に係るものにおける原証券等(オプションの行使の対象となる一つまたは複数の有価証券もしくは有価証券指数またはこれと類似するものをいいます。)の時価とその行使価格との差額であって当該オプションの行使に伴い発生すると見込まれる損失の額から当該オプションに係る帳簿価額を控除した金額であって評価損となるもの。
- (c) 当該信託財産をもって取得し現在保有している新株予約権を表示する証券または証書に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの。
- (d) 当該信託財産をもって取得し現在保有しているオプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第10号の2に規定するオプションを表示する証券または証書をいいます。)に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの。

(参考)「りそな/ステート・ストリート外国債券インデックス・マザー・ファンド」の投資方針の概要

当ファンドが主たる投資対象とする「りそな/ステート・ストリート外国債券インデックス・マザー・ファンド」には、当ファンドと同様の投資リスクがあります。「りそな/ステート・ストリート外国債券インデックス・マザー・ファンド」の投資方針の概要は、以下の通りです。

(1) 投資方針

この投資信託は、主として日本を除く世界主要先進国の国債、政府機関債等を主要投資対象としシティグループ世界国債指数(除く日本、円ベース)に連動する投資成果を目指して運用を行います。

公社債への投資は原則として高位を維持します。

外貨建資産に対する為替ヘッジは原則として行いません。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。その際の実質投資比率は、原則として信託財産の純資産総額の100%以内とします。また、実質投資比率がこの上限を超過した場合には、速やかに調整するものとします。なお、ここでいう実質投資比率は、現物資産の時価総額と有価証券先物等の買建玉の時価総額の合計額から売建玉の時価総額を差引いた額の、純資産総額に対する比率をい

います。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）ならびに金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては上記の運用ができないことがあります。

(2) 投資対象

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証券
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9) 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号までの証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 14) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り、）
- 17) 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証券
- 19) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 20) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの。
- 21) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、）
- 22) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、1)の証券または証書、12)および17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6までの証券ならびに12)および17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)の証券および14)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- 1) 預金

- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託会社は、信託財産に属する新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(3) 主な投資制限

公社債の投資割合には制限を設けません。

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使による取得に限り、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

新株引受権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

有価証券先物取引等は、約款15条の範囲で行います。

スワップ取引は、約款16条の範囲で行います。

金利先渡取引および為替先渡取引は、約款17条の範囲で行います。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク特性

当ファンドは、主にマザーファンド等を通じて、日本を除く世界主要国の国債に分散投資を行いますが、主として以下に掲げる要因等により基準価額が大きく変動する場合がありますので、受益権のお申込者はこの点を充分にご理解頂いたうえ、当ファンドの受益権へのお申込みを行って下さい。なお、当ファンドは、金融機関の預金とは異なり、元本が保証されている商品ではなく、信託財産に生じた利益および損失は、すべて当ファンドの受益者に帰属します。

価格変動リスク

当ファンドはマザーファンド等への投資を通じて公社債等へ投資を行います。公社債等の価格は、一般に金利が上昇した場合には下落し、金利が下落した場合には上昇します（価格の変動幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。従って、金利が上昇した場合、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

また、公社債等の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。従って、当ファンドの組入公社債等にこのような状態が生じた場合には、組入公社債等の価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。

また、当ファンドは、シティグループ世界国債指数（除く日本、円ベース）の動きとファンドの基準価額の値動きが近似したものになることを期待するファンドですので、シティグループ世界国債指数（除く日本、円ベース）が下落すると当ファンドの基準価額も同程度下落することになります。

投資対象国への投資リスク

当ファンドは主にマザーファンド等への投資を通じて有価証券への投資を行いますが、投資対象国における政治不安や社会不安、あるいは他国との外交関係の悪化などの要因により、投資成果に大きく影響することがあります。また、投資対象国の政府当局による、海外からの投資規制や課徴的な税制、海外からの送金規制などの様々な規制の導入や政策変更等によ

り、投資対象国の有価証券への投資に悪影響が及ぶ可能性があります。

為替リスク

当ファンドは、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動により基準価額が影響を受けます。

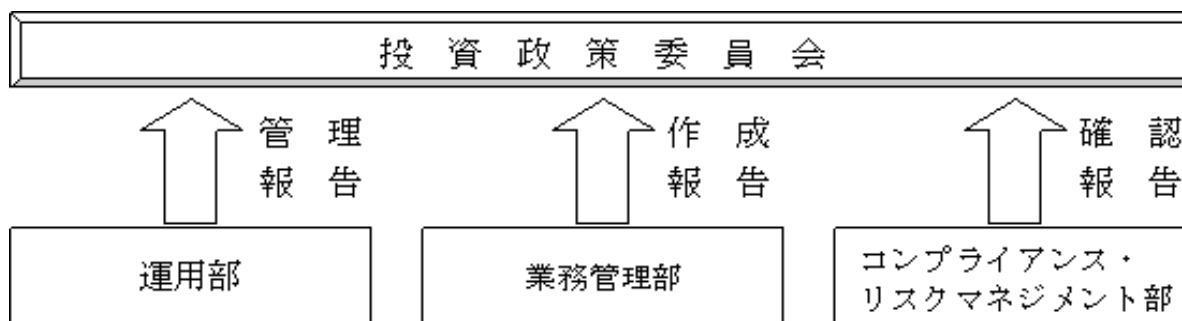
信用リスク

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて組み入れた公社債等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、損失を被ることがあります。また、当ファンドの資産をコール・ローン、譲渡性預金等の短期金融商品で運用する場合（マザーファンドへの投資を通じて実質的に運用する場合を含む）、債務不履行などにより損失が発生することがあります。運用資産の規模等によっては、当ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク

解約資金を手当てするために保有有価証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によって基準価額が大きく変動する可能性があります。なお、当ファンドはマザーファンド方式による運用のため、マザーファンドの受益証券に投資する他のファンドの資金動向によってはファンドの基準価額が影響を受けることがあります。また、売却した有価証券等の売却代金回収までの期間、一時的に各ファンドで資金借入を行うことによって各ファンドの解約金の支払いに対応する場合があります。その場合の借入金利は各ファンドが負担することになります。

(2) リスク管理体制



運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行います。

業務管理部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率と対ベンチマーク超過リターン等の算出と要因分析を行います。

コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しております。

投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をします。

4【手数料など及び税金】

(1)【申込手数料】

お申込み手数料は、販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。お申込み手数料には消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）がかかります。

なお、現在本書に記載する販売会社では、無手数料です。

分配金を再投資する場合の手数は、無手数料とします。

償還乗換えでこのファンドをお申込みになる場合（以下「償還乗換え」といいます。）には、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額と元本のいずれか大きい額とします。）で取得する口数については上記手数料を無料とします。

「償還乗換え」とは、取得申込日の属する月の前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金（信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込日の属する月の前3ヵ月以内における受益権の買取請求による売却代金および一部解約金を含みます。）をもって、その支払い

を行った販売会社で当ファンドをお申込みいただく場合をいいます。なお、償還乗換えの際に償還金等の支払いを受けたことを証する書類を提示いただくことがあります。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

当ファンドから支払われる信託報酬は、以下の支払先が行う当ファンドに関する業務の対価として、当ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、以下の支払先に対してそれぞれ以下のとおり支払われます。

支払先	報酬額
委託会社	信託財産の純資産総額の年率0.252% (税抜0.24%)相当額
受託会社	信託財産の純資産総額の年率0.063% (税抜0.06%)相当額
販売会社	それぞれの取扱いに係る 信託財産の純資産総額の年率0.3675% (税抜0.35%)相当額
合計	信託財産の純資産総額の年率0.6825% (税抜0.65%)相当額

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末（ただし、当日が休業日の場合は翌営業日とします。）または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします（信託約款第43条第2項）。信託報酬に対する消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します（信託約款第43条第3項）。委託会社および販売会社の報酬は当ファンドから委託会社に対して支弁され、販売会社の報酬は委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は当ファンドから受託会社に支弁されます。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）等の信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します（信託約款第42条）。

信託財産に係る監査費用（ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.0525%（内消費税0.025%）の率を乗じて得た額とします。）は、毎計算期間の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

ファンドの組入れ有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額および先物取引、オプション取引等に要する費用についても信託財産が負担します。

信託財産において資金借入れを行った場合、当該借入金の利息は、信託財産中より支弁します。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。なお、税制が改正された場合には、その内容が変更されることがあります。

個人の受益者に対する課税

・ 収益分配時

平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度の適用があります。また、総合課税または申告分離課税を選択し、確定申告をすることもできます。

・ 解約時および償還時

解約時および償還時の取得価額超過額（取得価額と元本額が一致する場合には元本超過額）は譲渡益として取り扱われ、これについては、申告分離課税が適用されます。また選択により、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用をすることにより、この譲渡益を申告不要とすることも可能です。平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用となります。

解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の配当所得(申告分離課税が行なわれるものに限ります。)および株式等の譲渡益等との通算が可能となります。法人の受益者に対する課税

収益分配金ならびに解約時および償還時の元本超過額については、平成23年12月31日までは7%(所得税のみ)、平成24年1月1日以降は15%(所得税のみ)の税率で源泉徴収されます。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。以上の内容は、税法が改正された場合等には変更となる場合があります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成21年6月30日現在)

種類	国/地域名	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	3,903,210,541	100.01
コール・ローン、その他資産(負債控除後)		505,693	0.01
純資産総額		3,902,704,848	100.00

(注)投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

<参考情報>

親投資信託受益証券(リソナ/ステート・ストリート外国債券インデックス・マザー・ファンド)

(平成21年6月30日現在)

種類	国/地域名	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	1,180,056,052	30.23
	イタリア	464,132,320	11.89
	ドイツ	451,206,888	11.56
	フランス	407,391,063	10.44
	イギリス	352,730,129	9.04
	スペイン	179,986,919	4.61
	ベルギー	129,420,337	3.31
	オランダ	105,050,131	2.69
	ギリシャ	104,883,283	2.69
	カナダ	95,875,560	2.46
	オーストリア	71,270,178	1.83
	ポルトガル	44,784,108	1.15
	デンマーク	33,985,163	0.87
	ポーランド	31,004,368	0.79
	スイス	28,491,933	0.73
	アイルランド	27,354,837	0.70
	フィンランド	26,995,334	0.69
	スウェーデン	25,684,214	0.66
	オーストラリア	22,115,118	0.57
	マレーシア	19,250,559	0.49
シンガポール	16,057,725	0.41	
ノルウェー	11,100,439	0.28	

	小計	3,828,826,658	98.09
コール・ローン、その他資産(負債控除後)		74,508,887	1.91
純資産総額		3,903,335,545	100.00

(注) 投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成21年6月30日現在)

順位	国/ 地域名	種類	銘柄名	業種	数量 (口)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資比 率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	リそな/ステート・ ストリート外国債券 インデックス・マ ザー・ファンド		2,536,858,535	1.4963	3,795,947,127	1.5386	3,903,210,541	100.01
									投資比率:合計	100.01

(注1) 投資有価証券は1銘柄です。

(注2) 投資比率は、純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
親投資信託受益証券	-	100.01
合計		100.01

(注) 投資比率は、純資産総額に対する各種類の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当する事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当する事項はありません。

<参考情報>

親投資信託受益証券(リそな/ステート・ストリート外国債券インデックス・マザー・ファンド)

投資有価証券の主要銘柄(上位30銘柄)

(平成21年6月30日現在)

順位	国/ 地域名	種類	銘柄名	利率 (%)	償還日	数量 (額面)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資比 率 (%)
1	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	1.250	2010/11/30	1,030,000	9,679	99,693,783	9,676	99,662,879	2.55
2	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	4.250	2013/08/15	710,000	10,549	74,898,601	10,395	73,801,536	1.89
3	フランス	国債 証券	FRENCH GOVERNMENT BOND	6.500	2011/04/25	455,000	14,850	67,569,580	14,803	67,354,235	1.73
4	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B	2.625	2016/04/30	700,000	9,336	65,353,556	9,305	65,138,284	1.67

5	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.125	2010/08/15	590,000	10,019	59,110,881	9,986	58,916,161	1.51
6	スペイン	国債証券	SPANISH GOVERNMENT BOND	6.150	2013/01/31	365,000	15,268	55,729,727	15,273	55,746,985	1.43
7	イタリア	国債証券	ITALIAN GOVERNMENT BOND	5.000	2012/02/01	375,000	14,539	54,520,116	14,492	54,343,294	1.39
8	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3.875	2010/05/15	540,000	9,919	53,561,482	9,886	53,382,534	1.37
9	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	8.000	2021/11/15	400,000	13,525	54,099,714	13,297	53,189,540	1.36
10	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.500	2011/11/30	500,000	10,401	52,006,667	10,343	51,714,136	1.32
11	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3.125	2019/05/15	550,000	9,295	51,122,324	9,319	51,254,338	1.31
12	ドイツ	国債証券	GERMAN GOVERNMENT BOND	5.250	2011/01/04	353,000	14,431	50,942,094	14,394	50,811,648	1.30
13	フランス	国債証券	FRENCH GOVERNMENT BOND	4.000	2014/04/25	340,000	14,313	48,664,042	14,359	48,821,050	1.25
14	ドイツ	国債証券	GERMAN GOVERNMENT BOND	3.250	2015/07/04	345,000	13,845	47,764,417	13,879	47,881,908	1.23
15	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.250	2014/11/15	455,000	10,579	48,134,913	10,356	47,117,882	1.21
16	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5.000	2011/08/15	400,000	10,467	41,866,360	10,384	41,536,326	1.06
17	ドイツ	国債証券	GERMAN GOVERNMENT BOND	4.250	2017/07/04	285,000	14,463	41,219,566	14,555	41,480,515	1.06
18	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	5.750	2010/08/15	400,000	10,221	40,882,258	10,158	40,633,232	1.04
19	ベルギー	国債証券	BELGIUM GOVERNMENT BOND	4.250	2013/09/28	265,000	14,393	38,140,744	14,405	38,173,454	0.98
20	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2.875	2013/01/31	382,000	10,007	38,228,466	9,941	37,973,799	0.97
21	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.500	2036/02/15	380,000	10,050	38,188,277	9,939	37,766,433	0.97
22	オランダ	国債証券	NETHERLANDS GOVERNMENT BOND	5.500	2010/07/15	260,000	14,239	37,021,121	14,194	36,904,195	0.95
23	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	7.500	2016/11/15	300,000	12,490	37,469,822	12,270	36,809,333	0.94
24	オランダ	国債証券	NETHERLANDS GOVERNMENT BOND	7.500	2023/01/15	197,000	18,124	35,703,399	18,251	35,954,493	0.92
25	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.625	2017/02/15	340,000	10,740	36,514,702	10,468	35,591,507	0.91
26	スペイン	国債証券	SPANISH GOVERNMENT BOND	2.750	2012/04/30	255,000	13,773	35,120,024	13,811	35,219,212	0.90
27	イタリア	国債証券	ITALIAN GOVERNMENT BOND	4.250	2014/08/01	245,000	14,189	34,762,177	14,191	34,767,138	0.89
28	ドイツ	国債証券	GERMAN GOVERNMENT BOND	5.000	2012/07/04	229,000	14,810	33,915,299	14,757	33,794,261	0.87
29	イタリア	国債証券	ITALIAN GOVERNMENT BOND	3.750	2015/08/01	240,000	13,765	33,035,287	13,775	33,060,971	0.85
30	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.000	2015/02/15	320,000	10,437	33,397,078	10,222	32,710,607	0.84
										投資比率：合計	36.67

(注1) 評価金額の上位30銘柄について記載しています。

(注2) 投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率です。

(注3) 平成21年6月30日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
国債証券	-	98.09
合計		98.09

（注1）投資比率は、純資産総額に対する各種類の評価金額の比率です。

（注2）平成21年6月30日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています。

投資不動産物件

該当する事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当する事項はありません。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

平成21年6月30日現在、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

計算期間・月末		純資産総額（円）		1口当たりの純資産額（円）	
第1期	（平成14年 5月20日）	分配付： 分配落：	4,116,645,112 4,116,645,112	分配付： 分配落：	1.0556 1.0556
第2期	（平成15年 5月20日）	分配付： 分配落：	5,033,521,156 5,033,521,156	分配付： 分配落：	1.2877 1.2877
第3期	（平成16年 5月20日）	分配付： 分配落：	5,027,465,460 5,027,465,460	分配付： 分配落：	1.2643 1.2643
第4期	（平成17年 5月20日）	分配付： 分配落：	3,525,359,738 3,525,359,738	分配付： 分配落：	1.3538 1.3538
第5期	（平成18年 5月22日）	分配付： 分配落：	3,721,099,688 3,721,099,688	分配付： 分配落：	1.4073 1.4073
第6期	（平成19年 5月21日）	分配付： 分配落：	4,313,529,878 4,313,529,878	分配付： 分配落：	1.6189 1.6189
第7期	（平成20年 5月20日）	分配付： 分配落：	4,282,919,989 4,282,919,989	分配付： 分配落：	1.5899 1.5899
第8期	（平成21年 5月20日）	分配付： 分配落：	3,794,905,051 3,794,905,051	分配付： 分配落：	1.4112 1.4112
平成20年 6月末日		4,375,040,942		1.6227	
7月末日		4,447,403,887		1.6456	
8月末日		4,395,006,004		1.6204	
9月末日		4,131,060,061		1.5264	
10月末日		3,622,601,182		1.3462	
11月末日		3,623,377,586		1.3488	
12月末日		3,695,525,802		1.3776	
平成21年 1月末日		3,375,956,443		1.2579	
2月末日		3,656,892,176		1.3629	

3月末日	3,810,494,857	1.4186
4月末日	3,824,494,938	1.4225
5月末日	3,841,551,899	1.4277
6月末日	3,902,704,848	1.4498

【分配の推移】

計算期間		一口当たりの分配金
第1期	(平成14年 5月20日)	0.0000円
第2期	(平成15年 5月20日)	0.0000円
第3期	(平成16年 5月20日)	0.0000円
第4期	(平成17年 5月20日)	0.0000円
第5期	(平成18年 5月22日)	0.0000円
第6期	(平成19年 5月21日)	0.0000円
第7期	(平成20年 5月20日)	0.0000円
第8期	(平成21年 5月20日)	0.0000円

【収益率の推移】

計算期間		収益率
第1期	自平成13年 8月 1日 至平成14年 5月20日	5.6%
第2期	自平成14年 5月21日 至平成15年 5月20日	22.0%
第3期	自平成15年 5月21日 至平成16年 5月20日	1.8%
第4期	自平成16年 5月21日 至平成17年 5月20日	7.1%
第5期	自平成17年 5月21日 至平成18年 5月22日	4.0%
第6期	自平成18年 5月23日 至平成19年 5月21日	15.0%
第7期	自平成19年 5月22日 至平成20年 5月20日	1.8%
第8期	自平成20年 5月21日 至平成21年 5月20日	11.2%

(注) 収益率とは、計算期間末の分配付基準価額から前期末の分配落基準価額(設定時は当初元本額)を控除した額を、前期末の分配落基準価額(同)で除して得た数に100を乗じて得た数です。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

- 平成13年 8月 1日 信託契約の締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始。
また、同日当ファンドのマザーファンドである「あさひ/ステート・ストリート外国債券インデックス・マザーファンド」(現「りそな/ステート・ストリート外国債券インデックス・マザー・ファンド」)の信託約款の締結。
- 平成14年10月15日 ファンドの名称を「あさひ/ステート・ストリート外国債券インデックス・オープン」から「りそな/ステート・ストリート外国債券インデックス・オープン」に変更

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

- 1) お申込日が米国もしくは英国の取引所 または銀行の休業日に当たる場合を除き、営業時間内においていつでも、お申込日の翌営業日の基準価額にて申込取扱場所においてお申込みいただくことができます。なお、この場合のお申込みの受付は、販売会社の毎営業日の午後3時(半休日の場合は午前11時)までとします。なお、この時間を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとさせていただきます。
金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「金融商品取引所」といい、金融商品取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「取引所」といいます。以下同じとします。
- 2) お申込単位は、1円以上1円単位とします。
- 3) ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社に所定の方法で取引口座を開設のうえ、取得申込みを行います（なお、確定拠出年金制度のご利用による取得の申込みの場合は、確定拠出年金制度にかかる手続きが必要となります。）。その際、販売会社との間で、自動けいぞく投資約款にしたがった契約（以下「自動けいぞく投資契約」*といたします。）を締結し、販売会社所定の申込書に届出印を捺印のうえ、申込金を払い込みます（当ファンドは、自動けいぞく投資専用のファンドです。）。
* 販売会社によっては、別の名称で同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。
- 4) 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等）により市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、委託会社の判断により、受益権の取得申込を取り消すことができます（信託約款第11条第8項）。
- 5) 償還乗換えてこのファンドをお申込みになる場合には、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額と元本のいずれか大きい額とします。）で取得する口数に係る申込手数料を無料とします。

2【換金（解約）手続等】

- 1) 委託会社は、受益権の買戻しを行いません。ただし、受益者（販売会社を含みます。以下同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口以上1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます（信託約款第49条第1項）。なお、一部解約の請求の受付は、営業日の午後3時（年末年始のような半休日の場合は午前11時）までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとさせていただきます。
- 2) 受益者が、上記1)の一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、受益権をもって行うものとします。（信託約款第49条第4項）。
- 3) 上記1)の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が次のいずれかに該当する場合は、受益権の一部解約の実行を受け付けないものとします（信託約款第49条第3項）。
米国もしくは英国の取引所または銀行の休業日
一部解約の実行の請求日から当該解約請求日にかかる一部解約金の支払開始日まで

の期間中(一部解約の実行の請求日および一部解約金の支払開始日を除きます。)の全日
 が米国もしくは英国の取引所または銀行の休業日に当たる場合

- 4) 委託会社は、一部解約の申込みを受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、上記1)の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます(信託約款第49条第5項)。一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目に当該受益者に支払います(信託約款第46条第4項)。
- 5) 委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるとき(取引市場が売り気配のため信託財産を構成する銘柄につき売買約定が成立しない場合を含みます)は、上記1)による一部解約の実行の請求の受付を中止することができます(信託約款第49条第7項)。
- 6) 上記5)の規定により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして下記7)の規定に準じて計算された価額とします。(信託約款第49条第8項)。
- 7) 上記6)の一部解約の価額は、解約請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額(以下「解約価額」といいます。)とします。(信託約款第49条第6項)。なお、確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等以外の受益者の場合、一部解約の価額からは、受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額に対して10%(所得税7%、地方税3%)の税率で源泉徴収されます。
 - 1 税率は平成24年1月1日より20%(所得税15%、地方税5%)となる予定です。
 - 2 法人の受益者には地方税はかかりません。
 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
- 8) 解約価額は、販売会社又は委託会社においてご確認いただけます。ご照会方法の詳細については、下記第3 1 (1) 3)をご参照ください。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

1) 基準価額の算出方法

基準価額とは、算出日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券及び約款27条に定める借入公社債を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法^{*}により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」)を、算出日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

^{*} 一部償却原価法とは、残存期間1年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
投資信託証券	原則として、基準価額算出日の基準価額で評価します。
公社債等	原則として、基準価額計算日における以下のいずれかの価額で評価します。 日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値(平均値) 証券会社、銀行等の提示する価額 価格情報会社の提供する価額
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行います。

外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

- 2) 基準価額の算出頻度
基準価額は原則として委託会社の営業日において日々算出されます。
- 3) 基準価額の公表
基準価額は、販売会社でご確認いただけます。
また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。
なお、下記においてもご照会いただけます。
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
電話番号 03 - 4530 - 7333
(受付時間：原則として委託会社の毎営業日午前9時～午後5時)
ホームページアドレス：<http://www.ssga.co.jp/public/nav.htm>

(2) 【保管】

該当はございません。

(3) 【信託期間】

当ファンドの信託期間は無期限ですが、下記(4) 1) の理由により信託は終了します。

(4) 【計算期間】

- 1) 当ファンドの計算期間は、毎年5月21日から翌年5月20日までとすることを原則とします。
(信託約款第40条第1項)。
- 2) 上記1)の規定にかかわらず、上記1)の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします(信託約款第40条第2項)。

(5) 【その他】

1) 信託の終了

(a) 純資産総額の減少に伴う繰上償還

- ・ 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、本ファンドまたはマザーファンドの受益権の口数が10億口を下回るようになった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます(信託約款第49条第9項)。
- ・ 委託会社は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません(信託約款第50条第2項)。

(b) その他の事由による信託の終了

・ 信託契約の解約(信託約款第50条第1項および第2項)

委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。この場合、委託会社は、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

・ 信託契約に関する監督官庁の命令(信託約款第51条第1項)

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

・ 委託会社の登録取消等に伴う取扱い(信託約款第52条第1項および2項)

(イ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ロ) 上記(イ)の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記(d)に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

・ 委託会社の事業譲渡および承継に伴う取扱い(信託約款第53条第1項および第2項)

(イ) 委託会社は、事業の全部または一部の譲渡をすることがあり、これに伴い、この信

託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- (ロ) 委託会社は、分割による事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
 - ・ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い(信託約款第54条第1項および第2項)
 - (イ) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、下記2)の規定にしたがい、新受託会社を選任します。
 - (ロ) 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (c) 上記(a) iならびに(b) iの公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとし、(信託約款第50条第3項)。
 - (d) 上記(c)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません(信託約款第50条第4項)。
 - (e) 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません(信託約款第50条第5項)。
 - (f) 上記(c)から(e)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(c)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません(信託約款第50条第6項)。
- 2) 約款変更
- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます(信託約款第55条第1項)。
 - (b) 委託会社は、上記(a)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、これを変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません(信託約款第55条第2項)。
 - (c) 上記(b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとし、(信託約款第55条第3項)。
 - (d) 上記(c)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません(信託約款第55条第4項)。
 - (e) 委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません(信託約款第55条第5項)。
 - (f) 委託会社は、監督官庁より信託約款の変更の命令を受けたときは、上記に準じて信託約款を変更します(信託約款第51条第2項)。
- 3) 反対者の買取請求権
- 上記1) (a) iおよび(b) iに規定する信託契約の解約、または2) (a)に規定する信託約款の変更の場合において、上記1) (c)または2) (c)に規定する一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対して、自己に帰属する受益権を当該解約または変更がなければ当該受益権が有すべき公正な価額で信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます(投資信託及び投資法人に関する法律第30条の2第1項および第32条第3項)。
- 4) 公告
- 委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します(信託約款第57条)。
- 5) 募集・売出し契約の変更

委託会社と販売会社との間の募集・売出し契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・売出し契約は、当事者間の合意により変更することができます。その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対し通知を行う手配をしますが、必ずしもただちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

2【受益者の権利等】

受益権

当ファンドの受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、信託約款第6条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します(信託約款第5条)。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません(信託約款第8条)。

収益分配金、償還金および一部解約金の請求権に関する内容および権利行使の手続

- 1) 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、下記8)に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います(信託約款第46条第1項)。
- 2) 上記1)の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付けにより増加した受益者は、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、上記1)の規定に準じて受益者に支払います(信託約款第46条第2項)。
- 3) 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。(信託約款第46条第3項)。
- 4) 一部解約金は、受益者の請求をかけた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います(信託約款第46条第4項)。
- 5) 上記(2)を除きます)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとし、(信託約款第46条第5項)。
- 6) 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、(信託約款第46条第6項)。
- 7) 上記6)に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、(信託約款第46条第7項)。
- 8) 受益者が、収益分配金については上記1)に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について上記3)に規定する支払開始日から

10年間、その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します(信託約款第48条)。

議決権、受益者集会に関する権利

受益者には、議決権、受益者集会に関する権利はありません。

反対した受益者の買取請求権

帳簿閲覧謄写請求権

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間(平成19年5月22日から平成20年5月20日まで)及び第8期計算期間(平成20年5月21日から平成21年5月20日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

りそな/ステート・ストリート外国債券インデックス・オープン

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第7期 (平成20年5月20日現在)	第8期 (平成21年5月20日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	16,001,882	13,850,572
親投資信託受益証券	4,282,499,301	3,794,377,524
未収利息	175	26
流動資産合計	4,298,501,358	3,808,228,122
資産合計		
4,298,501,358		
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	1,335,556	1,141,988
未払委託者報酬	13,132,909	11,229,485
その他未払費用	1,112,904	951,598
流動負債合計	15,581,369	13,323,071
負債合計		
15,581,369		
純資産の部		
元本等		
元本	2,693,846,438	2,689,207,868
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	1,589,073,551	1,105,697,183
(分配準備積立金)	1,699,324,145	1,809,168,562
元本等合計	4,282,919,989	3,794,905,051
純資産合計		
4,282,919,989		
負債純資産合計		
4,298,501,358		
3,808,228,122		

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第7期 自平成19年5月22日 至平成20年5月20日	第8期 自平成20年5月21日 至平成21年5月20日
営業収益		
受取利息	17,685	19,940
有価証券売買等損益	46,198,876	457,148,004
営業収益合計	46,181,191	457,128,064
営業費用		
受託者報酬	2,699,596	2,469,463
委託者報酬	26,545,946	24,282,939
その他費用	2,249,544	2,057,759
営業費用合計	31,495,086	28,810,161
営業損失（ ）	77,676,277	485,938,225
経常損失（ ）	77,676,277	485,938,225
当期純損失（ ）	77,676,277	485,938,225
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	435,480	9,958,176
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	1,649,106,593	1,589,073,551
剰余金増加額又は欠損金減少額	47,827,792	25,879,281
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	47,827,792	25,879,281
剰余金減少額又は欠損金増加額	30,620,037	33,275,600
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	30,620,037	33,275,600
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	1,589,073,551	1,105,697,183

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第7期	第8期
	自 平成19年 5月22日 至 平成20年 5月20日	自 平成20年 5月21日 至 平成21年 5月20日
1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間 平成19年5月20日が休日のため、当計算期間期首を平成19年5月22日としております。	

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第7期	第8期
	(平成20年 5月20日現在)	(平成21年 5月20日現在)
1 期首元本額	2,664,423,285円	2,693,846,438円
期中追加設定元本額	79,026,451円	51,913,930円
期中一部解約元本額	49,603,298円	56,552,500円
2 計算期間末日における受益権の総数	2,693,846,438口	2,689,207,868口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第7期	第8期
	自 平成19年 5月22日 至 平成20年 5月20日	自 平成20年 5月21日 至 平成21年 5月20日
1 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（178,018,773円）、収益調整金（138,439,573円）及び分配準備積立金（1,521,305,372円）より分配対象収益は1,837,763,718円（1万口当たり6,822円）ですが、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配を行っておりません。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（145,032,386円）、収益調整金（170,860,331円）及び分配準備積立金（1,664,136,176円）より分配対象収益は1,980,028,893円（1万口当たり7,362円）ですが、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配を行っておりません。

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

（単位：円）

種 類	第7期 （平成20年 5月20日現在）		第8期 （平成21年 5月20日現在）	
	貸借対照表 計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額	貸借対照表 計上額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託 受益証券	4,282,499,301	40,666,890	3,794,377,524	441,424,478
合計	4,282,499,301	40,666,890	3,794,377,524	441,424,478

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

第 7 期（自 平成19年5月22日 至 平成20年5月20日）

該当する事項はありません。

第 8 期（自 平成20年5月21日 至 平成21年5月20日）

該当する事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第7期 自 平成19年 5月22日 至 平成20年 5月20日	第8期 自 平成20年 5月21日 至 平成21年 5月20日
該当する事項はありません。	同左

（1口当たり情報に関する注記）

	第7期 （平成20年 5月20日現在）	第8期 （平成21年 5月20日現在）
1口当たり純資産額	1.5899 円	1.4112 円
（1万口当たり純資産額）	（15,899 円）	（14,112 円）

（4）【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

株式

該当する事項はありません。

株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託 受益証券	りそな／ステート・ストリート外国 債券インデックス・マザー・ファンド	2,535,670,626	3,794,377,524	
合計		2,535,670,626	3,794,377,524	

（注）親投資信託受益証券における券面総額は、証券数です。

第2 信用取引契約残高明細表

該当する事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当する事項はありません。

[次へ](#)

<参考>

当ファンドは「りそな/ステート・ストリート外国債券インデックス・マザー・ファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

なお、同親投資信託の状況は次の通りであります。

「りそな/ステート・ストリート外国債券インデックス・マザー・ファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

区 分	注記 番号	(平成20年 5月20日現在)	(平成21年 5月20日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
預金		295,559,114	16,210,572
コール・ローン		3,749,606	505,147
国債証券		4,216,934,088	3,722,971,373
未収入金		56,252,115	
未収利息		63,998,963	51,439,775
前払費用		5,127,325	3,146,614
流動資産合計		4,641,621,211	3,794,273,481
資産合計		4,641,621,211	3,794,273,481
負債の部			
流動負債			
未払金		334,223,771	
流動負債合計		334,223,771	
負債合計		334,223,771	
純資産の部			
元本等			
元本	1	2,573,507,544	2,535,670,626
剰余金			
剰余金又は欠損金()		1,733,889,896	1,258,602,855
元本等合計		4,307,397,440	3,794,273,481
純資産合計		4,307,397,440	3,794,273,481
負債純資産合計		4,641,621,211	3,794,273,481

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 平成19年 5月22日 至 平成20年 5月20日	自 平成20年 5月21日 至 平成21年 5月20日

1 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価格（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。	国債証券 同左
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。	為替予約取引 同左
3 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

（貸借対照表に関する注記）

区 分	（平成20年 5月20日現在）	（平成21年 5月20日現在）
1 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	2,569,948,327円	2,573,507,544円
同期中における追加設定元本額	67,943,499円	44,328,105円

同期中における一部解約元本額	64,384,282円	82,165,023円
同期末における元本の内訳 ファンド名		
りそな/ステート・ストリート外国 債券インデックス・オープン	2,558,701,859円	2,535,670,626円
りそな/ステート・ストリート外国 債券インデックス・ファンド	14,805,685円	円
計	2,573,507,544円	2,535,670,626円
2 本報告書における開示対象ファンド の計算期間末日における当該親投資 信託の受益権の総数	2,573,507,544口	2,535,670,626口

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

(単位:円)

種 類	(平成20年 5月20日現在)		(平成21年 5月20日現在)	
	貸借対照表 計上額	当期間の損益に 含まれた評価差額	貸借対照表 計上額	当期間の損益に 含まれた評価差額
国債証券	4,216,934,088	9,498,983	3,722,971,373	131,800,596
合計	4,216,934,088	9,498,983	3,722,971,373	131,800,596

(注)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までを指しております。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

取引の状況に関する事項

区分	自 平成19年 5月22日 至 平成20年 5月20日	自 平成20年 5月21日 至 平成21年 5月20日
1 取引の内容	利用している取引は、通貨関連 で為替予約取引であります。	同左
2 取引に対する取組と利 用目的	為替予約取引は、保有外貨建資 産の売却代金、償還金、配当金等の 受取りまたは支払い目的に関連し て利用します。	同左

3 取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び、取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクであります。	同左
4 取引に係るリスクの管理体制	組織的な管理体制により、日々ポジション、並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。なお、リスク管理はデリバティブだけに限定しては行っておりません。デリバティブと現物資産等を統合し、各信託財産全体でのリスク管理を、リスクの種類毎に行っております。	同左
5 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体が取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

取引の時価等に関する事項

(自 平成19年 5月22 日 至 平成20年5月20日)

該当する事項はありません。

(自 平成20年 5月21 日 至 平成21年5月20日)

該当する事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 平成19年 5月22日 至 平成20年 5月20日	自 平成20年 5月21日 至 平成21年 5月20日
該当する事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

	(平成20年 5月20日現在)	(平成21年 5月20日現在)
本報告書における開示対象 ファンドの計算期間末日に おける当該親投資信託の1口 当たり純資産額	1.6737 円	1.4964 円
(1万口当たり純資産額)	(16,737 円)	(14,964 円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

該当する事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	US TREASURY N/B 3.88% 10/05/15	960,000	991,837.49	
		US TREASURY N/B 3.5% 13/05/31	20,000	21,364.06	
		US TREASURY N/B 4.0% 15/02/15	320,000	347,850.00	
		US TREASURY N/B 4.25% 14/11/15	455,000	501,353.12	
		US TREASURY N/B 4.5% 11/11/30	500,000	541,679.69	
		US TREASURY N/B 4.5% 36/02/15	380,000	397,753.12	
		US TREASURY N/B 4.5% 17/05/15	65,000	72,078.90	
		US TREASURY N/B 4.63% 11/08/31	240,000	259,275.00	
		US TREASURY N/B 5.0% 11/08/15	400,000	436,062.50	
		US TREASURY N/B 6.25% 30/05/15	130,000	167,456.25	
		US TREASURY N/B 1.75% 14/03/31	260,000	256,018.75	
		US TREASURY N/B 5.13% 11/06/30	100,000	108,671.87	
		US TREASURY N/B 3.75% 18/11/15	130,000	135,423.43	
		US TREASURY N/B 1.75% 14/01/31	9,000	8,884.68	
		US TREASURY N/B 3.5% 39/02/15	124,000	109,294.37	
		US TREASURY N/B 1.25% 10/11/30	1,030,000	1,038,368.75	
		US TREASURY N/B 2.75% 19/02/15	150,000	143,765.62	
		US TREASURY N/B 2.0% 13/11/30	200,000	200,250.00	
		US TREASURY N/B 1.5% 13/12/31	105,000	102,678.51	
		US TREASURY N/B 3.38% 12/11/30	300,000	319,289.06	
		US TREASURY N/B 3.38% 13/06/30	195,000	207,309.37	
		US TREASURY N/B 3.88% 18/05/15	65,000	68,625.78	
		US TREASURY N/B 4.25% 13/08/15	710,000	780,112.50	
		US TREASURY N/B 4.38% 38/02/15	180,000	184,809.36	
		US TREASURY N/B 4.38% 12/08/15	50,000	54,687.50	
		US TREASURY N/B 4.13% 10/08/15	590,000	615,674.22	
		US TREASURY N/B 4.63% 17/02/15	340,000	380,321.87	
		US TREASURY N/B 4.75% 17/08/15	110,000	123,818.75	
		US TREASURY N/B 4.88% 12/02/15	300,000	329,484.37	
		US TREASURY N/B 5.75% 10/08/15	400,000	425,812.50	
		US TREASURY N/B 2.88% 13/01/31	82,000	85,773.28	
		US TREASURY N/B 2.88% 10/06/30	110,000	112,870.31	
		US TREASURY N/B 3.13% 13/08/31	165,000	173,546.48	
US TREASURY N/B 3.5% 18/02/15	290,000	298,382.81			

	US TREASURY N/B 4.0% 18/08/15	35,000	37,203.90	
	US TREASURY N/B 5.38% 31/02/15	38,000	44,270.00	
	US TREASURY N/B 6.13% 27/11/15	445,000	556,945.31	
	US TREASURY N/B 7.5% 16/11/15	670,000	871,628.12	
	US TREASURY N/B 8.0% 21/11/15	610,000	859,337.50	
アメリカ・ドル 小計		11,263,000	12,369,969.10 (1,186,527,436)	
カナダ・ドル	CANADIAN GOVERNMENT BOND 2.0% 14/12/01	20,000	19,658.59	
	CANADIAN GOVERNMENT BOND 4.0% 10/09/01	40,000	41,772.29	
	CANADIAN GOVERNMENT BOND 5.25% 13/06/01	160,000	180,567.87	
	CANADIAN GOVERNMENT BOND 5.75% 29/06/01	211,000	262,614.82	
	CANADIAN GOVERNMENT BOND 4.0% 17/06/01	57,000	61,718.19	
	CANADIAN GOVERNMENT BOND 8.0% 23/06/01	110,000	161,419.82	
	CANADIAN GOVERNMENT BOND 6.0% 11/06/01	147,000	161,397.05	
	CANADIAN GOVERNMENT BOND 3.5% 13/06/01	55,000	58,355.29	
	CANADIAN GOVERNMENT BOND 4.0% 16/06/01	30,000	32,644.47	
	CANADIAN GOVERNMENT BOND 4.25% 18/06/01	5,000	5,490.66	
	CANADIAN GOVERNMENT BOND 3.75% 11/09/01	88,000	92,943.89	
	CANADIAN GOVERNMENT BOND 4.0% 41/06/01	7,000	7,095.01	
	CANADIAN GOVERNMENT BOND 5.0% 14/06/01	33,000	37,427.39	
	CANADIAN GOVERNMENT BOND 5.0% 37/06/01	13,000	15,427.63	
カナダ・ドル 小計		976,000	1,138,532.97 (94,566,548)	
オーストラリア・ドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 5.75% 11/06/15	10,000	10,429.10	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 5.75% 21/05/15	33,000	34,745.04	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 5.75% 12/04/15	15,000	15,738.30	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 6.25% 15/04/15	75,000	81,036.75	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 6.5% 13/05/15	120,000	129,733.20	
オーストラリア・ドル 小計		253,000	271,682.39 (20,109,930)	

イギリス・ ボンド	UK GILT BOND 8.0% 13/09/27	105,000	128,627.55	
	UK GILT BOND 4.5% 42/12/07	100,000	101,138.03	
	UK GILT BOND 4.5% 13/03/07	120,000	129,056.44	
	UK GILT BOND 8.0% 21/06/07	168,000	239,304.76	
	UK GILT BOND 4.0% 16/09/07	88,000	94,538.01	
	UK GILT BOND 4.25% 11/03/07	119,000	125,841.13	
	UK GILT BOND 5.0% 25/03/07	135,000	148,155.12	
	UK GILT BOND 8.75% 17/08/25	40,000	56,279.59	
	UK GILT BOND 4.75% 15/09/07	87,000	97,009.54	
	UK GILT BOND 3.25% 11/12/07	125,000	129,978.10	
	UK GILT BOND 4.25% 36/03/07	130,000	126,206.55	
	UK GILT BOND 4.75% 30/12/07	92,000	97,848.58	
	UK GILT BOND 4.75% 10/06/07	100,000	104,365.28	
	UK GILT BOND 5.0% 12/03/07	125,000	135,393.81	
	UK GILT BOND 5.0% 18/03/07	110,000	124,418.33	
	UK GILT BOND 6.0% 28/12/07	93,000	115,015.69	
	UK GILT BOND 4.25% 46/12/07	62,000	60,044.61	
	UK GILT BOND 4.25% 27/12/07	85,000	85,285.16	
	UK GILT BOND 4.25% 55/12/07	92,000	89,219.86	
UK GILT BOND 4.75% 38/12/07	100,000	105,535.83		
イギリス・ボンド 小計		2,076,000	2,293,261.97 (340,686,998)	
スイス・フラン	SWITZERLAND GOVERNMENT BOND 4.25% 14/01/06	200,000	225,912.50	
	SWITZERLAND GOVERNMENT BOND 4.25% 17/06/05	65,000	75,192.81	
	SWITZERLAND GOVERNMENT BOND 4.0% 28/04/08	23,000	26,837.55	
スイス・フラン 小計		288,000	327,942.86 (28,337,542)	

シンガポール・ドル	SINGAPORE GOVERNMENT BOND 4.63% 10/07/01	10,000	10,481.06	
	SINGAPORE GOVERNMENT BOND 3.63% 11/07/01	13,000	13,864.59	
	SINGAPORE GOVERNMENT BOND 3.13% 11/02/01	50,000	52,286.78	
	SINGAPORE GOVERNMENT BOND 3.75% 16/09/01	48,000	53,928.00	
	SINGAPORE GOVERNMENT BOND 1.63% 13/04/01	30,000	31,143.99	
	SINGAPORE GOVERNMENT BOND 2.5% 12/10/01	30,000	31,931.25	
	SINGAPORE GOVERNMENT BOND 3.13% 22/09/01	4,000	4,189.14	
	SINGAPORE GOVERNMENT BOND 3.25% 20/09/01	18,000	19,293.42	
	SINGAPORE GOVERNMENT BOND 3.5% 27/03/01	25,000	26,420.82	
シンガポール・ドル 小計		228,000	243,539.05 (15,939,630)	
マレーシア・リンギット	MALAYSIAN GOVERNMENT BOND 3.5% 27/05/31	15,000	12,675.00	
	MALAYSIAN GOVERNMENT BOND 3.72% 12/06/15	430,000	440,664.01	
	MALAYSIAN GOVERNMENT BOND 3.81% 17/02/15	115,000	113,160.00	
	MALAYSIAN GOVERNMENT BOND 5.25% 28/09/15	25,000	26,562.50	
	MALAYSIAN GOVERNMENT BOND 4.26% 16/09/15	115,000	116,529.50	
マレーシア・リンギット 小計		700,000	709,591.01 (19,201,532)	
スウェーデン・クローナ	SWEDISH GOVERNMENT BOND 3.0% 16/07/12	405,000	399,081.62	
	SWEDISH GOVERNMENT BOND 3.5% 39/03/30	160,000	140,185.72	
	SWEDISH GOVERNMENT BOND 5.0% 20/12/01	490,000	544,448.06	
	SWEDISH GOVERNMENT BOND 5.5% 12/10/08	850,000	940,956.32	
スウェーデン・クローナ 小計		1,905,000	2,024,671.72 (25,267,903)	
ノルウェー・クローネ	NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 6.5% 13/05/15	340,000	384,621.02	
	NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 4.25% 17/05/19	140,000	143,039.40	
	NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 5.0% 15/05/15	120,000	129,578.88	
ノルウェー・クローネ 小計		600,000	657,239.30 (9,812,582)	

デンマーク・ クローネ	DANISH GOVERNMENT BOND 4.0% 10/11/15	130,000	134,462.38	
	DANISH GOVERNMENT BOND 4.0% 15/11/15	50,000	51,827.61	
	DANISH GOVERNMENT BOND 4.0% 17/11/15	20,000	20,465.97	
	DANISH GOVERNMENT BOND 5.0% 13/11/15	1,030,000	1,121,883.78	
	DANISH GOVERNMENT BOND 7.0% 24/11/10	145,000	188,818.97	
	DANISH GOVERNMENT BOND 4.5% 39/11/15	380,000	387,069.75	
デンマーク・クローネ 小計		1,755,000	1,904,528.46 (33,405,429)	
ポーランド・ ズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND 5.0% 13/10/24	130,000	125,750.30	
	POLAND GOVERNMENT BOND 5.25% 13/04/25	70,000	68,676.14	
	POLAND GOVERNMENT BOND 5.25% 17/10/25	110,000	103,749.30	
	POLAND GOVERNMENT BOND 5.5% 19/10/25	60,000	56,308.80	
	POLAND GOVERNMENT BOND 5.75% 22/09/23	145,000	136,882.48	
	POLAND GOVERNMENT BOND 6.0% 10/11/24	410,000	414,005.23	
	POLAND GOVERNMENT BOND 6.25% 15/10/24	100,000	101,261.02	
ポーランド・ズロチ 小計		1,025,000	1,006,633.27 (30,017,804)	
ユーロ	BELGIUM GOVERNMENT BOND 3.75% 15/09/28	136,000	138,509.58	
	BELGIUM GOVERNMENT BOND 3.25% 16/09/28	66,000	64,274.81	
	BELGIUM GOVERNMENT BOND 4.0% 19/03/28	10,000	9,945.66	
	BELGIUM GOVERNMENT BOND 4.0% 17/03/28	47,000	47,597.77	
	BELGIUM GOVERNMENT BOND 4.0% 22/03/28	43,000	41,828.05	
	BELGIUM GOVERNMENT BOND 4.0% 13/03/28	25,000	26,285.06	
	BELGIUM GOVERNMENT BOND 4.0% 18/03/28	13,000	13,058.92	
	BELGIUM GOVERNMENT BOND 4.25% 13/09/28	265,000	281,419.20	
	BELGIUM GOVERNMENT BOND 5.0% 11/09/28	10,000	10,739.77	
	BELGIUM GOVERNMENT BOND 5.5% 17/09/28	29,000	32,344.54	
	BELGIUM GOVERNMENT BOND 5.5% 28/03/28	80,000	89,726.09	
	BELGIUM GOVERNMENT BOND 5.75% 10/09/28	130,000	138,010.48	
	BELGIUM GOVERNMENT BOND 5.0% 35/03/28	36,000	37,533.79	
	SPANISH GOVERNMENT BOND 4.8% 24/01/31	50,000	51,623.80	
	FRENCH GOVERNMENT BOND 3.75% 13/01/12	30,000	31,494.31	
	FRENCH GOVERNMENT BOND 2.5% 10/07/12	11,000	11,185.53	
	ITALIAN GOVERNMENT BOND 3.75% 15/08/01	240,000	243,748.89	
	ITALIAN GOVERNMENT BOND 3.75% 16/08/01	110,000	110,587.79	
	ITALIAN GOVERNMENT BOND 4.0% 37/02/01	165,000	137,382.01	
	ITALIAN GOVERNMENT BOND 4.0% 17/02/01	48,000	48,748.44	
ITALIAN GOVERNMENT BOND 4.25% 13/04/15	30,000	31,504.09		
ITALIAN GOVERNMENT BOND 4.5% 20/02/01	230,000	231,997.26		
ITALIAN GOVERNMENT BOND 4.5% 18/08/01	60,000	61,667.41		
ITALIAN GOVERNMENT BOND 4.5% 18/02/01	183,000	189,761.20		

GERMAN GOVERNMENT BOND 3.5% 11/10/14	150,000	157,105.95	
GERMAN GOVERNMENT BOND 3.5% 13/04/12	150,000	157,029.63	
GERMAN GOVERNMENT BOND 4.25% 12/10/12	185,000	198,414.83	
GERMAN GOVERNMENT BOND 4.0% 12/04/13	150,000	159,617.96	
GERMAN GOVERNMENT BOND 4.0% 16/07/04	117,000	123,554.92	
GERMAN GOVERNMENT BOND 4.0% 18/01/04	60,000	62,908.40	
GERMAN GOVERNMENT BOND 4.25% 17/07/04	285,000	304,136.11	
GERMAN GOVERNMENT BOND 5.0% 12/07/04	229,000	250,242.01	
GERMAN GOVERNMENT BOND 5.25% 11/01/04	353,000	375,873.20	
GERMAN GOVERNMENT BOND 1.25% 11/03/11	210,000	209,819.03	
ITALIAN GOVERNMENT BOND 3.75% 21/08/01	50,000	46,598.44	
ITALIAN GOVERNMENT BOND 3.5% 11/03/15	120,000	124,100.19	
ITALIAN GOVERNMENT BOND 4.0% 12/04/15	150,000	157,016.56	
ITALIAN GOVERNMENT BOND 4.25% 12/10/15	110,000	115,782.06	
ITALIAN GOVERNMENT BOND 4.25% 19/02/01	180,000	181,236.82	
ITALIAN GOVERNMENT BOND 4.25% 11/09/01	15,000	15,752.17	
ITALIAN GOVERNMENT BOND 5.0% 39/08/01	25,000	23,967.46	
ITALIAN GOVERNMENT BOND 5.0% 12/02/01	375,000	402,273.42	
ITALIAN GOVERNMENT BOND 5.25% 11/08/01	130,000	139,329.09	
ITALIAN GOVERNMENT BOND 5.25% 29/11/01	180,000	182,067.61	
ITALIAN GOVERNMENT BOND 5.5% 10/11/01	190,000	201,206.01	
ITALIAN GOVERNMENT BOND 5.75% 33/02/01	50,000	52,904.43	
ITALIAN GOVERNMENT BOND 6.0% 31/05/01	120,000	130,592.58	
ITALIAN GOVERNMENT BOND 6.5% 27/11/01	190,000	219,310.49	
ITALIAN GOVERNMENT BOND 4.25% 14/08/01	245,000	256,490.65	
ITALIAN GOVERNMENT BOND 4.5% 19/03/01	80,000	81,474.66	
GERMAN GOVERNMENT BOND 4.75% 28/07/04	49,000	51,896.73	
GERMAN GOVERNMENT BOND 5.63% 28/01/04	80,000	93,121.21	
GERMAN GOVERNMENT BOND 3.25% 15/07/04	345,000	352,426.90	
GERMAN GOVERNMENT BOND 3.75% 19/01/04	38,000	38,954.20	
GERMAN GOVERNMENT BOND 3.75% 15/01/04	148,000	155,843.90	
GERMAN GOVERNMENT BOND 4.25% 14/01/04	155,000	166,863.46	
GERMAN GOVERNMENT BOND 4.25% 39/07/04	103,000	102,806.42	
GERMAN GOVERNMENT BOND 4.75% 34/07/04	138,000	144,962.66	
GERMAN GOVERNMENT BOND 4.75% 40/07/04	35,000	37,757.91	
GERMAN GOVERNMENT BOND 5.5% 31/01/04	128,000	147,157.53	
GERMAN GOVERNMENT BOND 6.5% 27/07/04	14,000	17,804.09	
FINNISH GOVERNMENT BOND 3.88% 17/09/15	7,000	7,094.52	
FINNISH GOVERNMENT BOND 4.38% 19/07/04	21,000	21,784.37	
FINNISH GOVERNMENT BOND 5.38% 13/07/04	10,000	11,108.38	
FINNISH GOVERNMENT BOND 3.13% 14/09/15	19,000	19,170.42	

FINNISH GOVERNMENT BOND 4.25% 15/07/04	60,000	63,560.70	
FINNISH GOVERNMENT BOND 5.75% 11/02/23	62,000	66,714.58	
FINNISH GOVERNMENT BOND 2.75% 10/09/15	4,000	4,086.01	
FRENCH GOVERNMENT BOND 4.25% 19/04/25	25,000	25,878.20	
FRENCH GOVERNMENT BOND 4.25% 17/10/25	15,000	15,669.44	
FRENCH GOVERNMENT BOND 4.75% 12/10/25	30,000	32,499.16	
FRENCH GOVERNMENT BOND 3.25% 16/04/25	225,000	225,053.49	
FRENCH GOVERNMENT BOND 3.75% 12/01/12	200,000	210,147.22	
FRENCH GOVERNMENT BOND 3.75% 21/04/25	10,000	9,729.01	
FRENCH GOVERNMENT BOND 3.75% 17/04/25	71,000	72,022.94	
FRENCH GOVERNMENT BOND 4.0% 18/04/25	160,000	163,686.08	
FRENCH GOVERNMENT BOND 4.75% 35/04/25	90,000	93,600.25	
FRENCH GOVERNMENT BOND 5.75% 32/10/25	165,000	195,240.99	
FRENCH GOVERNMENT BOND 6.0% 25/10/25	138,000	165,653.57	
FRENCH GOVERNMENT BOND 6.5% 11/04/25	455,000	498,558.11	
FRENCH GOVERNMENT BOND 4.0% 38/10/25	165,000	153,332.37	
FRENCH GOVERNMENT BOND 4.0% 13/04/25	170,000	179,900.67	
FRENCH GOVERNMENT BOND 8.5% 19/10/25	43,000	59,995.03	
FRENCH GOVERNMENT BOND 3.0% 15/10/25	162,000	160,927.33	
FRENCH GOVERNMENT BOND 4.0% 14/04/25	340,000	359,064.73	
FRENCH GOVERNMENT BOND 4.5% 12/07/12	200,000	214,923.05	
FRENCH GOVERNMENT BOND 4.25% 23/10/25	56,000	56,272.53	
FRENCH GOVERNMENT BOND 3.5% 11/07/12	25,000	26,025.50	
HELLENIC GOVERNMENT BOND 4.6% 13/05/20	18,000	18,729.86	
HELLENIC GOVERNMENT BOND 3.7% 15/07/20	50,000	48,803.11	
HELLENIC GOVERNMENT BOND 3.8% 11/03/20	35,000	36,052.27	
HELLENIC GOVERNMENT BOND 4.0% 13/08/20	20,000	20,306.49	
HELLENIC GOVERNMENT BOND 4.3% 17/07/20	90,000	87,532.15	
HELLENIC GOVERNMENT BOND 4.5% 37/09/20	30,000	25,119.21	
HELLENIC GOVERNMENT BOND 4.5% 14/05/20	155,000	159,489.03	
HELLENIC GOVERNMENT BOND 4.6% 18/07/20	25,000	24,450.67	
HELLENIC GOVERNMENT BOND 4.6% 40/09/20	62,000	51,828.52	
HELLENIC GOVERNMENT BOND 4.7% 24/03/20	16,000	14,723.73	
HELLENIC GOVERNMENT BOND 6.0% 10/05/19	140,000	146,303.85	
HELLENIC GOVERNMENT BOND 6.5% 19/10/22	125,000	139,999.85	
IRISH GOVERNMENT BOND 4.0% 14/01/15	30,000	30,116.10	
IRISH GOVERNMENT BOND 4.0% 11/11/11	17,000	17,550.30	
IRISH GOVERNMENT BOND 3.9% 12/03/05	14,000	14,356.46	
IRISH GOVERNMENT BOND 5.0% 13/04/18	50,000	52,533.63	
NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 3.75% 14/07/15	15,000	15,626.01	

NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 4.0% 37/01/15	58,000	54,569.85	
NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 3.25% 15/07/15	10,000	10,064.68	
NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 4.0% 16/07/15	12,000	12,429.83	
NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 4.0% 11/01/15	16,000	16,701.34	
NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 4.0% 19/07/15	35,000	35,380.45	
NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 4.25% 13/07/15	70,000	74,603.93	
NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 5.5% 10/07/15	260,000	273,158.13	
NETHERLANDS GOVERNMENT BOND 7.5% 23/01/15	197,000	263,435.40	
PORTUGUESE GOVERNMENT BOND 5.85% 10/05/20	85,000	88,918.00	
PORTUGUESE GOVERNMENT BOND 4.1% 37/04/15	50,000	45,437.44	
PORTUGUESE GOVERNMENT BOND 3.35% 15/10/15	25,000	24,681.51	
PORTUGUESE GOVERNMENT BOND 5.45% 13/09/23	102,000	112,066.90	
PORTUGUESE GOVERNMENT BOND 3.85% 21/04/15	3,000	2,889.24	
PORTUGUESE GOVERNMENT BOND 4.2% 16/10/15	22,000	22,640.29	
PORTUGUESE GOVERNMENT BOND 4.45% 18/06/15	16,000	16,503.86	
PORTUGUESE GOVERNMENT BOND 4.75% 19/06/14	6,000	6,264.84	
PORTUGUESE GOVERNMENT BOND 4.95% 23/10/25	34,000	35,306.44	
AUSTRIA GOVERNMENT BOND 3.8% 13/10/20	5,000	5,207.21	
AUSTRIA GOVERNMENT BOND 3.5% 21/09/15	57,000	52,612.40	
AUSTRIA GOVERNMENT BOND 3.9% 20/07/15	47,000	45,640.21	
AUSTRIA GOVERNMENT BOND 4.0% 16/09/15	83,000	84,661.73	
AUSTRIA GOVERNMENT BOND 4.15% 37/03/15	8,000	7,349.04	
AUSTRIA GOVERNMENT BOND 4.3% 14/07/15	60,000	63,479.88	
AUSTRIA GOVERNMENT BOND 4.35% 19/03/15	12,000	12,242.78	
AUSTRIA GOVERNMENT BOND 5.5% 10/01/15	125,000	128,764.98	
AUSTRIA GOVERNMENT BOND 6.25% 27/07/15	102,000	121,972.05	
AUSTRIA GOVERNMENT BOND 4.65% 18/01/15	3,000	3,146.17	
SPANISH GOVERNMENT BOND 4.2% 37/01/31	40,000	36,933.91	

	SPANISH GOVERNMENT BOND 4.9% 40/07/30	60,000	62,311.65	
	SPANISH GOVERNMENT BOND 3.15% 16/01/31	36,000	35,288.95	
	SPANISH GOVERNMENT BOND 3.8% 17/01/31	30,000	30,153.60	
	SPANISH GOVERNMENT BOND 4.1% 18/07/30	85,000	86,070.35	
	SPANISH GOVERNMENT BOND 4.4% 15/01/31	25,000	26,526.79	
	SPANISH GOVERNMENT BOND 5.5% 17/07/30	43,000	48,083.99	
	SPANISH GOVERNMENT BOND 6.0% 29/01/31	85,000	98,993.47	
	SPANISH GOVERNMENT BOND 6.15% 13/01/31	365,000	411,198.46	
	SPANISH GOVERNMENT BOND 4.25% 14/01/31	25,000	26,457.16	
	SPANISH GOVERNMENT BOND 4.75% 14/07/30	98,000	105,977.42	
	SPANISH GOVERNMENT BOND 5.15% 09/07/30	188,000	189,558.16	
	SPANISH GOVERNMENT BOND 5.75% 32/07/30	85,000	96,390.44	
	IRISH GOVERNMENT BOND 4.5% 20/04/18	93,000	86,930.25	
	ユーロ 小計	13,960,000	14,695,597.21 (1,919,098,039)	
国債証券 小計			3,722,971,373 (3,722,971,373)	
合計			3,722,971,373 (3,722,971,373)	

(注) 1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	有価証券の合計額に 対する比率
アメリカ・ドル	国債証券 39銘柄	100.0%	31.9%
カナダ・ドル	国債証券 14銘柄	100.0%	2.5%
オーストラリア・ドル	国債証券 5銘柄	100.0%	0.5%
イギリス・ポンド	国債証券 20銘柄	100.0%	9.2%
スイス・フラン	国債証券 3銘柄	100.0%	0.8%
シンガポール・ドル	国債証券 9銘柄	100.0%	0.4%
マレーシア・リングgit	国債証券 5銘柄	100.0%	0.5%
スウェーデン・クローナ	国債証券 4銘柄	100.0%	0.7%
ノルウェー・クローネ	国債証券 3銘柄	100.0%	0.3%
デンマーク・クローネ	国債証券 6銘柄	100.0%	0.9%
ポーランド・ズロチ	国債証券 7銘柄	100.0%	0.8%
ユーロ	国債証券 146銘柄	100.0%	51.5%

(注)組入債券時価比率は時価の合計額に対する通貨毎の比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当する事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

純資産額計算書

(平成21年6月30日現在)

資産総額	3,905,881,228 円
負債総額	3,176,380 円
純資産総額 (-)	3,902,704,848 円
発行済口数	2,691,974,157 口
1口当たり純資産額 (/) (1万口当たりの純資産の額)	1.4498 円 (14,498 円)

< 参考情報 >

親投資信託受益証券（りそな／ステート・ストリート外国債券インデックス・マザー・ファンド）

(平成21年6月30日現在)

資産総額	3,903,335,545 円
負債総額	円
純資産総額 (-)	3,903,335,545 円
発行済口数	2,536,858,535 口
1口当たり純資産額 (/) (1万口当たりの純資産の額)	1.5386 円 (15,386 円)

第5【設定及び解約の実績】

	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済口数 (口)
第1期	自平成13年 8月 1日 至平成14年 5月20日	3,900,000,000		3,900,000,000
第2期	自平成14年 5月21日 至平成15年 5月20日	9,382,765	516,705	3,908,866,060
第3期	自平成15年 5月21日 至平成16年 5月20日	87,141,824	19,514,695	3,976,493,189
第4期	自平成16年 5月21日 至平成17年 5月20日	50,170,235	1,422,535,066	2,604,128,358
第5期	自平成17年 5月21日 至平成18年 5月22日	102,801,499	62,806,268	2,644,123,589
第6期	自平成18年 5月23日 至平成19年 5月21日	64,157,015	43,857,319	2,664,423,285
第7期	自平成19年 5月22日 至平成20年 5月20日	79,026,451	49,603,298	2,693,846,438
第8期	自平成20年 5月21日 至平成21年 5月20日	51,913,930	56,552,500	2,689,207,868

(注1) 日本国外における設定、解約はありません。

(注2) 第1期の設定口数は、当初募集期間の設定口数を含みます。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

資本金の額

委託会社の資本金の額は金3億1千万円です(平成21年7月31日現在)。

発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は6,200株です(平成21年7月31日現在)。

発行済株式の総数

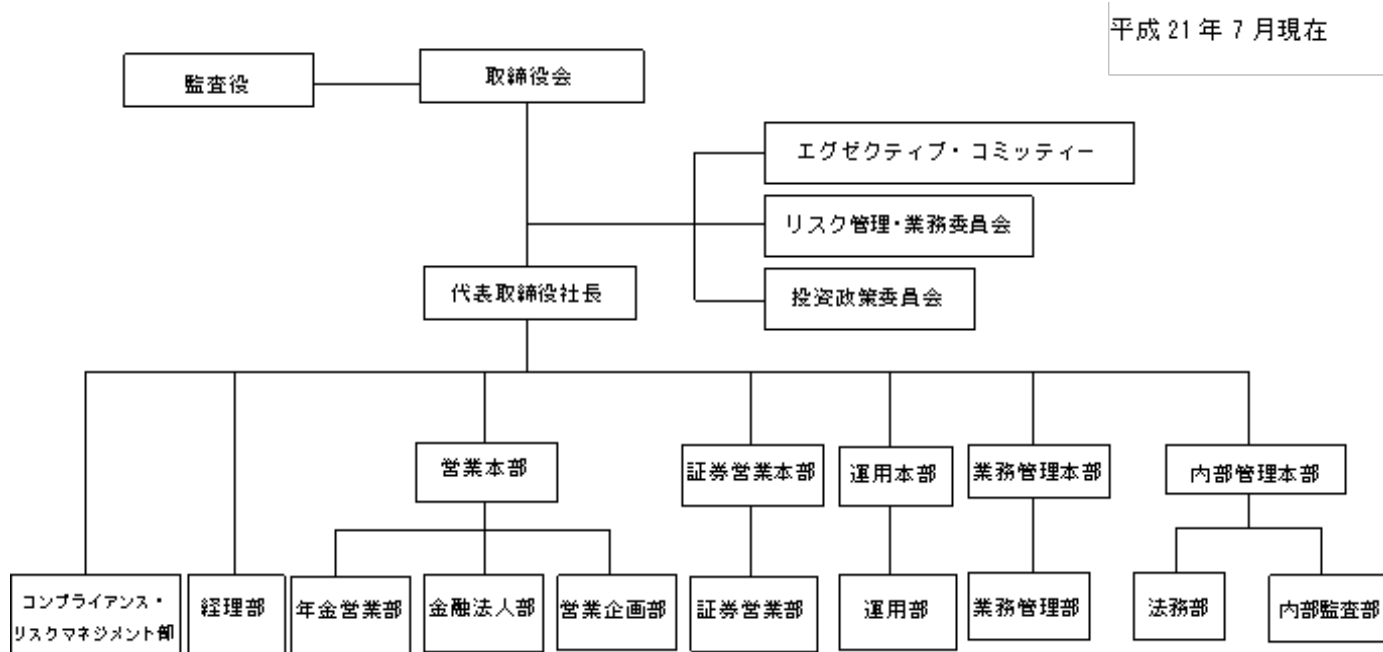
委託会社の発行済株式総数は6,200株です(平成21年7月31日現在)。

最近5年間における主な資本金の額の増減

該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

組織図



取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定します。代表取締役社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、代表取締役社長に事故があるときにその職務を代行します。監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。各部には、部長をおき、部長は、代表取締役社長または取締役の命を受け、所属員を指揮監督し、部の業務を統括します。

各部の業務分掌体制は以下の通りとなっています。

部署名		業務内容
営業本部	年金営業部	投資運用業務、投資助言業務に係る顧客の開拓・サポート
	金融法人部	投資運用業務、投資助言業務に係る顧客の開拓・サポート、投資信託販売会社との交渉・連絡等
	営業企画部	商品設計、企画提案書の作成、契約締結手続き、コンサルティング会社等への戦略紹介・実績報告、等

証券営業本部	証券営業部	グループ会社の運用するETF、海外ファンド等の国内投資家向け需要喚起・勧誘、自社設定投信の企画・勧誘等
運用本部	運用部	投資一任・助言に係る資産及び投資信託の運用の指図、売買発注、運用報告の作成、運用手法・運用モデルの研究開発等
業務管理本部	業務管理部	資産運用管理業務、運用報告書の作成、投資パフォーマンスの計測・要因分析、ソフトウェアの開発・PC管理・サポート、システム管理
コンプライアンス・リスクマネジメント部		法令遵守状況の確認・指導、投資判断その他に関するリスク管理等
経理部		会社経理・決算、税務申告、予算管理等の経理業務
内部管理本部	法務部	法務調査・契約書類等の作成等の法務的業務
	内部監査部	経営諸活動の内部統制システムの妥当性や有効性について検証・評価し、その結果及び改善案を経営陣に対して報告

投資運用の意思決定機構

1) 運用基本方針の決定

投資政策委員会で、投資対象地域経済、産業、政治について更に精緻に分析を行い、投資対象企業、債券を様々な面より分析しつつ、基本的な運用方針を決定します。

2) 運用実施計画の作成

ファンド・マネージャーは決定された運用基本方針に基づいて、具体的な銘柄選択と運用実施計画を作成します。

3) 運用の実行

ファンド・マネージャーは運用計画に基づいて、組入有価証券の売買等を指図します。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業、第1種金融商品取引業及び第2種金融商品取引業を行っています。

平成21年7月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、合計98本（追加型/国内/株式型21本、追加型/海外/株式型28本、追加型/国内/債券型7本、追加型/海外/債券型24本、追加型/内外/資産複合型37本）であり、その純資産総額は175,528,341万円です（親投資信託は除きます。）。

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社（以下「委託会社」といいます）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」といいます）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

（注）平成20年6月26日開催の第11回定時株主総会の決議により、平成20年7月1日から会社名を下記のとおり変更いたしました。

[会社名] ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

[英訳名] State Street Global Advisors (Japan) Co.,Ltd.

[代表者の役職氏名]代表取締役社長 山本 幸次

2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表については、新日本監査法人の監査を受け、当事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表については、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

1. 財務諸表

(1)【貸借対照表】

（単位：千円）

科 目	期 別	第11期 (平成20年3月31日現在)		第12期 (平成21年3月31日現在)	
		金 額	構成比	金 額	構成比
(資 産 の 部)			%		%
流動資産					
現金		148		25	
預金		5,321,679		5,263,429	
有価証券		745		50,737	
前払費用		16,908		25,202	
未収入金	4	653,941		594,303	
未収委託者報酬		879,771		513,913	
未収収益		18,897		21,245	
未収消費税		-		672	
繰延税金資産		112,369		62,690	
流動資産計		7,004,462	95.3	6,532,220	94.5
固定資産					
有形固定資産		177,955		210,474	
建物附属設備	1	140,069		170,391	
器具備品	1	37,886		40,082	
無形固定資産		4,855		4,035	
ソフトウェア	2	4,855		4,035	

投資その他の資産		165,077			167,003	
長期差入保証金	131,929			143,411		
繰延税金資産	20,331			18,742		
その他投資	12,816			4,850		
固定資産計		347,887	4.7		381,513	5.5
資産合計		7,352,350	100.0		6,913,734	100.0
(負債の部)						
流動負債						
預り金		113,562			118,197	
未払金		1,060,551			453,265	
未払手数料	523,547			260,007		
その他未払金	4 537,004			193,258		
未払費用	4	176,124			113,280	
未払法人税等		812,750			138,985	
未払消費税		67,261			-	
賞与引当金		57,926			26,400	
前受収益		11,339			-	
その他の流動負債		10,840			5,335	
流動負債計		2,310,356	31.4		855,464	12.4
固定負債						
役員退職慰労引当金		34,201			32,134	
退職給付引当金		8,117			11,503	
固定負債計		42,319	0.6		43,637	0.6
負債合計		2,352,675	32.0		899,102	13.0
(純資産の部)						
株主資本		4,999,674	68.0		6,014,631	87.0
資本金	310,000			310,000		
利益剰余金						
利益準備金	77,500			77,500		
その他利益剰余金						
別途積立金	31,620			31,620		
繰越利益剰余金	4,580,554			5,595,511		
純資産合計		4,999,674	68.0		6,014,631	87.0
負債・純資産合計		7,352,350	100.0		6,913,734	100.0

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

期 別	第11期			第12期		
	自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月 31日			自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日		
科 目	金 額		構成比	金 額		構成比
営業収益			%			%
委託者報酬		8,047,701			6,889,542	
投資顧問収入	1	3,217,682			2,359,466	
その他営業収益		31,211			30,660	
営業収益計		11,296,595	100.0		9,279,668	100.0
営業費用						

支払手数料		4,256,609			3,684,541	
広告宣伝費		27,686			25,730	
公告費		191			1,140	
調査費		903,754			703,510	
調査費	1	297,863		275,300		
委託調査費	1	603,073		426,567		
図書費		2,817		1,642		
委託計算費		167,580			168,721	
営業雑経費		52,211			62,768	
通信費		9,889		12,063		
印刷費		10,893		10,291		
協会費		16,475		27,006		
諸会費		4,675		4,313		
その他		10,277		9,094		
営業費用計		5,408,033	47.9		4,646,413	50.1
一般管理費						
給料		1,085,136			1,317,850	
役員報酬	1	241,457		374,484		
給料・手当	1	600,471		771,542		
賞与	1	185,281		145,423		
賞与引当金繰入額		57,926		26,400		
退職金		-			62,794	
交際費		13,708			9,257	
旅費交通費		48,026			32,298	
租税公課		14,330			13,827	
不動産賃借料		178,417			186,096	
役員退職慰労引当金繰入額		5,505			5,976	
退職給付費用		18,756			36,316	
固定資産減価償却費		14,063			20,414	
福利厚生費		67,849			95,841	
事務手数料	1	1,004,707			811,546	
諸経費		157,221			116,992	
一般管理費計		2,607,722	23.1		2,709,212	29.2
営業利益		3,280,839	29.0		1,924,042	20.7
営業外収益						
受取利息		7			33	
雑収入		44			49	
営業外収益計		52	0.0		83	0.0
営業外費用						
有価証券売却損		1,831			4,967	
営業外費用計		1,831	0.0		4,967	0.1
経常利益		3,279,060	29.0		1,919,158	20.7
特別損失						
ゴルフ会員権評価損		-			7,966	
事務処理損失		38,883			-	
特別損失計		38,883	0.3		7,966	0.1
税引前当期純利益		3,240,176	28.7		1,911,192	20.6

法人税,住民税及び事業税		1,409,409	12.5		844,967	9.1
法人税等調整額		25,159	0.2		51,267	0.6
当期純利益		1,855,927	16.4		1,014,957	10.9

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

	第11期 (自 平成19年 4 月 1 日 至 平成20年 3 月31日)	第12期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	310,000	310,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	310,000	310,000
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	59,520	77,500
当期変動額		
剰余金の配当	17,980	-
当期変動額合計	17,980	-
当期末残高	77,500	77,500
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	-	31,620
当期変動額		
別途積立金の積立	31,620	-
当期変動額合計	31,620	-
当期末残高	31,620	31,620
繰越利益剰余金		
前期末残高	3,270,226	4,580,554
当期変動額		
剰余金の配当	513,980	-
別途積立金の積立	31,620	-
当期純利益	1,855,927	1,014,957
当期変動額合計	1,310,327	1,014,957
当期末残高	4,580,554	5,595,511
利益剰余金合計		
前期末残高	3,329,746	4,689,674
当期変動額		
剰余金の配当	496,000	-
当期純利益	1,855,927	1,014,957
当期変動額合計	1,359,927	1,014,957
当期末残高	4,689,674	5,704,631
株主資本合計		

前期末残高	3,639,746	4,999,674
当期変動額		
剰余金の配当	496,000	-
当期純利益	1,855,927	1,014,957
当期変動額合計	1,359,927	1,014,957
当期末残高	4,999,674	6,014,631
純資産合計		
前期末残高	3,639,746	4,999,674
当期変動額		
剰余金の配当	496,000	-
当期純利益	1,855,927	1,014,957
当期変動額合計	1,359,927	1,014,957
当期末残高	4,999,674	6,014,631

重要な会計方針

	第 11 期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月 31日	第 12 期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月 31日
1. 有価証券の 評価基準及び 評価方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 決算末日の市場価格等に基づく時価法 (取得原価は移動平均法により算定)を採用 しております。	(1) 有価証券 同 左
2. 固定資産の 減価償却方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであ ります。 建物附属設備6～18年 器具備品 5年 (会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当期会計期間に より、平成19年4月1日以降に取得した有 形固定資産について、改正後の法人税法 に基づく減価償却の方法に変更しており ます。 これによる影響は軽微であります。 (2) 無形固定資産及び長期前払費用 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア(自社利用)につい ては、社内における見込利用可能期間 (5年)に基づく定額法を採用しており ます。	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであ ります。 建物附属設備6～18年 器具備品 8年 (2) 無形固定資産 同 左
3. 引当金の 計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるた め、支給見込額のうち当期に負担すべ き金額を計上しております。	(1) 賞与引当金 同 左

	<p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、その発生時の翌期に一括償却しております。</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金規定に基づく期末要支給額を計上しております。</p>	<p>(2) 退職給付引当金 同 左</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 同 左</p>
4. その他 財務諸表作成のための重要な事項	<p>(1) 消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(1) 消費税等の処理方法 同 左</p>

会計処理の変更

第 11 期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月 31日	第 12 期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月 31日
-	-

表示方法の変更

第 11 期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月 31日	第 12 期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月 31日
該当事項はありません。	同 左

追加情報

第 11 期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月 31日	第 12 期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月 31日
<p>(営業の譲受) 平成20年3月31日開催の取締役会において、平成20年7月1日をもってステート・ストリート信託銀行株式会社より運用サービスについて事業を譲り受けることを決議いたしました。</p>	-

<p>(1) 営業譲受の目的</p> <p>市場環境の変化や規制緩和の進展、受託責任者に対する意識の高まりを受け、年金運用業界におきましては資産運用サービスと、資産管理サービスをそれぞれ独立し、最良のプロバイダーを選択する動きが強まってきております。</p> <p>このような年金運用業界の動向を踏まえまして、委託会社におきましても顧客拡大を図るため、資産運用に係わる事業を譲り受けることといたしました。</p> <p>(1) 営業譲受の相手会社の名称 ステート・ストリート信託銀行株式会社</p> <p>(2) 譲受事業の内容 資産運用事業</p> <p>(3) 事業譲受日 平成20年7月1日</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。</p> <p>これによる影響は軽微であります。</p>
--

注 記 事 項

(貸借対照表関係)

第 11 期 (平成20年3月 31日 現在)	第12期 (平成21年3月 31日 現在)
<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物付属設備 8,673千円</p> <p>器具備品 8,065千円</p>	<p>1. 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物付属設備 21,433千円</p> <p>器具備品 14,520千円</p>
<p>2. 無形固定資産の減価償却累計額</p> <p>ソフトウェア 3,274千円</p>	<p>2. 無形固定資産の減価償却累計額</p> <p>ソフトウェア 4,474千円</p>
<p>3. 授権株式数及び発行済株式総数</p> <p>授権株式数 8,800株</p> <p>発行済株式数 6,200株</p>	<p>3. 授権株式数及び発行済株式総数</p> <p>授権株式数 8,800株</p> <p>発行済株式数 6,200株</p>

<p>4. 関係会社に係る注記</p> <p>各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。なお、以下はすべて親会社に対するものであります。</p> <p>その他未払金 460,094千円</p> <p>未払費用 39,011千円</p> <p>未収入金 74,021千円</p>	<p>4. 関係会社に係る注記</p> <p>各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。なお、以下はすべて親会社に対するものであります。</p> <p>その他未払金 63,034千円</p> <p>未払費用 9,383千円</p> <p>未収入金 36,567千円</p>
---	---

(損益計算書関係)

第 11 期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月 31日	第12期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月 31日
-	<p>1. 関係会社に係る注記</p> <p>各科目に含まれている関係会社との取引は次のとおりであります。なお、以下はすべて親会社に対するものであります。</p> <p>投資顧問収入 367,521千円</p> <p>調査費 207,735千円</p> <p>委託調査費 350,427千円</p> <p>給料・手当 24,637千円</p> <p>賞与 213,295千円</p> <p>事務手数料 739,279千円</p>
<p>2. 関係会社に係る注記</p> <p>各科目に含まれている関係会社との取引は次のとおりであります。</p> <p>投資顧問収入 619,559千円</p> <p>調査費 247,845千円</p> <p>委託調査費 430,817千円</p> <p>給料・手当 23,073千円</p> <p>賞与 77,186千円</p> <p>事務手数料 921,535千円</p>	

(株主資本等変動計算書関係)

第 11 期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月 31日	第12期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月 31日
<p>1. 当該事業年度の末日における発行済株式数</p> <p style="text-align: center;">6,200株</p>	<p>1. 当該事業年度の末日における発行済株式数</p> <p style="text-align: center;">6,200株</p>

<p>2. 配当金支払額</p> <p>平成19年6月28日の定時株主総会で次のとおり決議しております。</p> <p>配当金の総額 496,000千円</p> <p>配当の原資 利益剰余金</p> <p>1株あたり配当額 80,000円</p> <p>基準日 平成19年3月31日</p> <p>効力発生日 平成19年6月28日</p>	<p>2. 配当金支払額</p> <p>該当事項はありません。</p>
---	-------------------------------------

(リース取引関係)

第 11 期	第12期
自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月 31日	自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月 31日
<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p style="text-align: center;">リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <p style="text-align: center;">車両</p> <p>取得価額相当額 14,722千円</p> <p>減価償却累計額相当額 3,750千円</p> <p>期末残高相当額 10,971千円</p> <p style="text-align: center;">未経過リース料期末残高相当額</p> <p>1年内 3,049千円</p> <p>1年超 8,133千円</p> <p>合計 11,182千円</p>	<p>(会計方針の変更)</p> <p>当会計期間から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号)を適用しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p style="text-align: center;">リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <p style="text-align: center;">車両</p> <p>取得価額相当額 14,722千円</p> <p>減価償却累計額相当額 6,751千円</p> <p>期末残高相当額 7,970千円</p> <p style="text-align: center;">未経過リース料期末残高相当額</p> <p>1年内 8,133千円</p> <p>1年超 - 千円</p> <p>合計 8,133千円</p>

<p>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <p>支払リース料 3,298千円</p> <p>減価償却費相当額 3,000千円</p> <p>支払利息相当額 442千円</p> <p>減価償却費相当額の算定方法</p> <p>同 左</p> <p>利息相当額の算定方法</p> <p>同 左</p>	<p>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <p>支払リース料 3,298千円</p> <p>減価償却費相当額 3,000千円</p> <p>支払利息相当額 249千円</p> <p>減価償却費相当額の算定方法</p> <p>同 左</p> <p>利息相当額の算定方法</p> <p>同 左</p>
---	---

(有価証券関係)

第 11 期 (平成20年3月 31日 現在)	第12期 (平成21年3月 31日 現在)
<p>売買目的の有価証券</p> <p>貸借対照表計上額 745千円</p> <p>当事業年度の損益に 含まれた評価差額 315千円</p>	<p>売買目的の有価証券</p> <p>貸借対照表計上額 50,737千円</p> <p>当事業年度の損益に 含まれた評価差額 787千円</p>

(デリバティブ取引関係)

第 11 期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月 31日	第 12 期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月 31日
該当事項はありません。	同 左

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、設立時より全面的に適格退職年金制度を採用しております。当社の適格退職年金契約は、当社と同一の親会社を持つ会社（3社）との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。また、平成12年9月29日より退職給付信託を設定しております。

2. 退職給付債務及びその内訳

(単位：千円)

	第 11 期 (平成20年3月 31日現在)	第12期 (平成21年3月 31日現在)
退職給付債務	88,601	131,064
(1)年金資産	68,605	111,300
(2)退職給付引当金	11,796	8,260
(3)未認識数理計算上の差異	8,117	11,503

なお、当期は事業譲受により引き継いだ退職給付債務17,931千円、年金資産12,686千円及び退職給付引当金5,245千円を含んでおります。

3. 退職給付費用の内訳

(単位：千円)

	第 11 期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月 31日	第12期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月 31日
退職給付費用	18,756	36,316
(1)勤務費用	18,331	22,465
(2)利息費用	1,481	2,519
(3)期待運用収益（減算）	302	547
(4)過去勤務債務の費用処理額	-	-
(5)数理計算上の差異の費用処理額	755	11,878

4. 退職給付債務等の計算基礎に関する事項

	第 11 期 (平成20年3月 31日現在)	第12期 (平成21年3月 31日現在)
(1)割引率	2.5%	2.5%
(2)期待運用収益率	0.75%	0.75%
(3)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
(4)過去勤務債務の処理年数	1年	1年
(5)数理計算上の差異の処理年数	1年	1年

(税効果会計関係)

第 11期	第12期
自 平成19年4月 1日	自 平成20年4月 1日
至 平成20年3月 31日	至 平成21年3月 31日

<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <p>繰延税金資産（流動）</p> <table border="0"> <tr><td>賞与引当金繰入超過額</td><td style="text-align: right;">23,570</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">54,370</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">34,428</td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: right;">112,369</td></tr> </table> <p>繰延税金資産（固定）</p> <table border="0"> <tr><td>役員退職給与引当金</td><td style="text-align: right;">13,916</td></tr> <tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">6,414</td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: right;">20,331</td></tr> </table> <p>繰延税金資産合計</p> <p style="text-align: right;">132,700</p> <p>繰延税金負債</p> <p style="text-align: right;">-</p> <p>繰延税金資産の純額</p> <p style="text-align: right;">132,700</p> <p style="text-align: right;">=====</p>	賞与引当金繰入超過額	23,570	未払事業税	54,370	その他	34,428		112,369	役員退職給与引当金	13,916	退職給付引当金	6,414		20,331	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <p>繰延税金資産（流動）</p> <table border="0"> <tr><td>賞与引当金繰入超過額</td><td style="text-align: right;">10,742</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">11,593</td></tr> <tr><td>その他未払金</td><td style="text-align: right;">21,027</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">34,566</td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: right;">77,929</td></tr> </table> <p>繰延税金資産（流動）合計</p> <p style="text-align: right;">77,929</p> <p>繰延税金負債（流動）との相殺</p> <p style="text-align: right;">15,238</p> <p>繰延税金資産（流動）の純額</p> <p style="text-align: right;">62,690</p> <p>繰延税金資産（固定）合計</p> <p style="text-align: right;">18,742</p> <p>繰延税金資産合計</p> <p style="text-align: right;">81,433</p> <p>繰延税金負債（流動）</p> <p>事業譲受に係る調整項目</p> <p style="text-align: right;">15,238</p> <p>繰延税金負債（流動）合計</p> <p style="text-align: right;">15,238</p> <p>繰延税金負債（流動）との相殺</p> <p style="text-align: right;">15,238</p> <p>繰延税金負債（流動）の純額</p> <p style="text-align: right;">-</p> <p>繰延税金資産の純額</p> <p style="text-align: right;">81,433</p> <p style="text-align: right;">=====</p>	賞与引当金繰入超過額	10,742	未払事業税	11,593	その他未払金	21,027	その他	34,566		77,929
賞与引当金繰入超過額	23,570																								
未払事業税	54,370																								
その他	34,428																								
	112,369																								
役員退職給与引当金	13,916																								
退職給付引当金	6,414																								
	20,331																								
賞与引当金繰入超過額	10,742																								
未払事業税	11,593																								
その他未払金	21,027																								
その他	34,566																								
	77,929																								
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳</p> <table border="0"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.7%</td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">1.8%</td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: right;">42.5%</td></tr> </table> <p>税効果会計適用後の法人税等の負担率</p> <p style="text-align: right;">42.5%</p> <p style="text-align: right;">=====</p>	法定実効税率	40.7%	交際費等永久に損金に算入されない項目	1.8%		42.5%	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳</p> <table border="0"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.7%</td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">5.9%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.3%</td></tr> <tr><td></td><td style="text-align: right;">46.9%</td></tr> </table> <p>税効果会計適用後の法人税等の負担率</p> <p style="text-align: right;">46.9%</p> <p style="text-align: right;">=====</p>	法定実効税率	40.7%	交際費等永久に損金に算入されない項目	5.9%	その他	0.3%		46.9%										
法定実効税率	40.7%																								
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.8%																								
	42.5%																								
法定実効税率	40.7%																								
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.9%																								
その他	0.3%																								
	46.9%																								

(企業結合関係等)

第11期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月 31日	第12期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月 31日												
該当事項はありません。	<p>(事業譲受) 平成20年7月1日をもってステート・ストリート信託銀行株式会社より運用サービスについて事業を譲り受けました。</p> <p>1. 事業譲受相手企業の名称及び事業の内容、事業譲受の目的、事業譲受日、企業結合の法的形式並びに事業譲受企業の名称</p> <p>(1) 事業譲受相手企業の名称及び事業の内容 ステート・ストリート信託銀行株式会社（銀行・信託業）</p> <p>(2) 事業譲受の目的 ステート・ストリートグループ内の事業再編成</p> <p>(3) 事業譲受日 平成20年7月1日</p> <p>(4) 企業結合の法的形式 ステート・ストリート信託銀行株式会社を譲渡企業、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社を譲受会社とする事業譲受</p> <p>(5) 事業譲受企業の名称 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社</p> <p>2. 事業譲受相手企業から引き継いだ資産、負債及び純資産の内訳及び価額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">42,421千円</td> </tr> <tr> <td>その他（資産）</td> <td style="text-align: right;">33,564千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">26,712千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">5,245千円</td> </tr> <tr> <td><u>その他（負債）</u></td> <td style="text-align: right;"><u>20,100千円</u></td> </tr> <tr> <td> 純資産</td> <td style="text-align: right;"> 23,927千円</td> </tr> </table>	有形固定資産	42,421千円	その他（資産）	33,564千円	賞与引当金	26,712千円	退職給付引当金	5,245千円	<u>その他（負債）</u>	<u>20,100千円</u>	 純資産	 23,927千円
有形固定資産	42,421千円												
その他（資産）	33,564千円												
賞与引当金	26,712千円												
退職給付引当金	5,245千円												
<u>その他（負債）</u>	<u>20,100千円</u>												
 純資産	 23,927千円												

(関連当事者との取引)

前事業年度

(1) 親会社及び法人主要株主等

第11期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月 31日											
属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は 職業	議決権の 所有（被 所有）割 合	関係内容		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				

親会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラストカンパニー	米国マサチューセッツ州ボストン市	3.3億米ドル	銀行、投資顧問、投資信託委託業務、及びそれらの関連業務	所有100%	なし	助言などの投資顧問サービスの提供並びに受入れ及びソフトウェアの使用契約及び人件費等及び事務手数料の支払	投資顧問料の受取	619,559	未収入金	74,021
								ソフトウェア使用料の支払	247,845	未払金	460,094
								投資顧問料の支払	430,817	未払費用	39,011
								人件費等の支払	100,259		
								事務手数料	921,535		

(2) 兄弟会社等

第11期											
自 平成19年4月 1日											
至 平成20年3月 31日											
属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	ステート・ストリート信託銀行株式会社	東京都港区	25億円	銀行業	なし	なし	助言などの投資顧問サービスの提供及び費用の立替払い	投資顧問料の受取	919,388		
							人件費等の支払	52,761	未払金	8,006	
	ステート・ストリート株式会社	東京都港区	1千万円	サービス業	なし	なし	事務所・備品の賃借及び事務管理サービスの提供などの役務の受入れ	事務所賃借料の支払	28,006	未払金	10,223
								備品賃借料の支払	12,790		
							役務料の支払	79,102			
	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ユナイテッド・キングダム	英国ロンドン	62百万ポンド	投資顧問、投資信託委託業務	なし	なし	投資顧問サービスの提供	投資顧問料の受取	95,705	未収入金	5,081
	ステート・ストリート・マネジメント・S.A	ルクセンブルク大公国ルクセンブルク市	12.5万ユーロ	サービス業	なし	なし	投資顧問サービスの提供	投資顧問料の受取	92,477		

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール	シンガポール シンガポール市	136万シンガポールドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問サービスの提供及び情報提供 コンサルタントサービスの提供	投資顧問料の受取 情報提供 コンサルタントサービスの提供	41,163 1,200	未収入金 未収入金	2,580 1,200
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・GmbH	ドイツ ミュンヘン	250万ユーロ	投資顧問業	なし	なし	投資顧問サービスの提供	投資顧問料の受取	40,052	未収入金	1,440
タッカーマン・グループ	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	1百万ドル	不動産投資顧問業務	なし	なし	投資顧問サービスの受入	投資顧問料の支払	6,791		
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・オーストラリア	オーストラリア シドニー	8百万オーストラリアドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問サービスの受入	投資顧問料の受取	9,858	未収入金	1,352

(注) 上記(2)の金額のうち、ステート・ストリート信託銀行株式会社とステート・ストリート株式会社に関しましては、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. ソフトウェア使用料及び事務手数料については、グループ全体の費用を一定の基準で配分した金額に基づき決定しております。
2. 事務所賃借料、備品賃借料については、実際支払額を基として支払いを行っております。
3. 役員料については、当社との間で締結された役務提供契約に基づいて支払われております。
4. 投資顧問料については、当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算されております。

当事業年度

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

この結果、従来の開示対象範囲に対し、追加はありません。

関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

第12期											
自 平成20年4月 1日											
至 平成21年3月 31日											
属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				

親会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラストカンパニー	米国マサチューセッツ州ボストン市	3.3億米ドル	銀行、投資顧問、投資信託委託業務、及びそれらの関連業務	所有100%	なし	助言などの投資顧問サービス	投資顧問料の受取	367,521	未収入金	36,567
							の提供並びに受入れ及びソフトウェアの使用契約及び人件費等及び事務手数料の支払	ソフトウェア使用料の支払	207,735	未払金	63,034
								投資顧問料の支払	350,427	未払費用	9,383
								人件費等の支払	237,932		
								事務手数料	739,279		

(2) 兄弟会社等

第12期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月 31日											
属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	ステート・ストリート信託銀行株式会社	東京都港区	25億円	銀行業	なし	なし	助言などの投資顧問サービス	投資顧問料の受取	165,174	未払金	20,619
							の提供及び費用の立替払い	人件費等の支払	54,108		
								事務所賃借料の支払	11,429		
								資産運用に係る事業の譲受	譲受資産 75,985		
									譲受負債 52,057		
	ステート・ストリート株式会社	東京都港区	1千万円	サービス業	なし	なし	備品の賃借及び事務管理	備品賃借料の支払	313	未払金	715
							サービスなどの役務の受入れ	役務料の支払	68,048		
	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ユナイテッド・キングダム	英国ロンドン	62百万ポンド	投資顧問、投資信託委託業務	なし	なし	投資顧問サービスの提供	投資顧問料の受取	56,392	未収入金	3,294

ステート・ストリート・マネジメント・S.A	ルクセンブルグ大公国ルクセンブルグ市	12.5万ユーロ	サービス業	なし	なし	投資顧問サービスの提供	投資顧問料の受取	56,513		
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール	シンガポールシンガポール市	136万シンガポールドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問サービスの提供及び情報提供コンサルティングサービスの提供	投資顧問料の受取 情報提供 コンサルティングサービスの提供	27,128 1,200	未収入金 未収入金	1,509 1,200
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・GmbH	ドイツミュンヘン	250万ユーロ	投資顧問業	なし	なし	投資顧問サービスの提供	投資顧問料の受取	27,492	未収入金	3,227
タッカーマン・グループ	米国ニューヨーク州ニューヨーク市	1百万ドル	不動産投資顧問業務	なし	なし	投資顧問サービスの受入	投資顧問料の支払	5,352	未払金	2,166
ステート・ストリート・グローバル・マーケッツ, LLC	米国マサチューセッツ州ボストン市	237百万米ドル	証券業	なし	なし	ETF商品の紹介	紹介料の受取	6,081	未収収益	6,081
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・オーストラリア	オーストラリアシドニー	8百万オーストラリアドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問サービスの受入	投資顧問料の受取	14,352	未収入金	790

(注) 上記(2)の金額のうち、ステート・ストリート信託銀行株式会社とステート・ストリート株式会社に関しましては、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. ソフトウェア使用料及び事務手数料については、グループ全体の費用を一定の基準で配分した金額に基づき決定しております。
2. 事務所賃借料、備品賃借料については、実際支払額を基として支払いを行っております。
3. 役員料については、当社との間で締結された役員提供契約に基づいて支払われております。
4. 投資顧問料については、当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算されております。
5. 事業譲受については、第三者の評価額を基に決定しております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ステート・ストリート・コーポレーション

(ニューヨーク証券取引所に上場)

ステート・ストリート・バンクアンドトラストカンパニー

(非上場)

ステート・ストリート・インターナショナル・ホールディングス

(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第 11 期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月 31日	第12期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月 31日
1株当たり純資産 806,399円11銭 1株当たり当期純利益 299,343円16銭 なお、潜在株式調整後1株当り当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	1株当たり純資産 970,101円91銭 1株当たり当期純利益 163,702円80銭 なお、潜在株式調整後1株当り当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

注) 1株当たり当期純利益の算定基礎は、以下のとおりであります。

	第 11 期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月 31日	第12期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月 31日
当期純利益 (千円)	1,855,927	1,014,957
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式にかかる当期純利益 (千円)	1,855,927	1,014,957
期中平均株式数 (株)	6,200	6,200

(重要な後発事象)

第 11 期 自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月 31日	第 12 期 自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月 31日
該当事項はありません。	同 左

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

その他、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実は存在しておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1. 受託会社

(1) 【名称、資本金の額及び事業の内容】

名 称

中央三井アセット信託銀行株式会社

(再信託受託銀行:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

資本金の額(平成21年7月末日現在)

11,000百万円

(51,000百万円)

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 【関係業務の概要】

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、受益権の設定に係る振替機関への通知、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(3) 【資本関係】

該当事項はありません。

2. 販売会社

(1) 名称、資本金の額及び事業の内容

(1) 名 称	(2) 資本金の額	(3) 事業の内容
株式会社りそな銀行	279,928百万円 (平成21年7月末日現在)	銀行法に基づく銀行業営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて投資信託証券の募集の取扱い等を行っています。

(2) 関係業務の概要

当ファンドの販売会社として受益権の募集・売出しの取扱い等を行います。

(3) 資本関係

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において提出された、ファンドに係わる証券取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

有価証券届出書	平成20年8月15日
有価証券報告書	平成20年8月15日
有価証券届出書の訂正届出書	平成21年2月20日
半期報告書	平成21年2月20日

独立監査人の監査報告書

平成21年7月15日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員

業 務 執 行 社 員

公認会計士 大畑 茂 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな／ステート・ストリート外国債券インデックス・オープンの平成20年5月21日から平成21年5月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな／ステート・ストリート外国債券インデックス・オープンの平成21年5月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券 [次](#) 報告書提出会社)が別途保管しております。財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月26日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 松重 忠之 印

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 高木 竜二 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年7月9日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
（旧社名 ステート・ストリート投信投資顧問株式会社）
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員

業務執行社員

公認会計士 大畑 茂 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな／ステート・ストリート外国債券インデックス・オープンの平成19年5月22日から平成20年5月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな／ステート・ストリート外国債券インデックス・オープンの平成20年5月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社（旧社名 ステート・ストリート投信投資顧問株式会社）及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券 [次へ](#) 報告書提出会社）が別途保管しております。財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月26日

ステート・ストリート投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員	公認会計士 松重 忠之 印
業務執行社員	
業務執行社員	公認会計士 高木 竜二 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているステート・ストリート投信投資顧問株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ステート・ストリート投信投資顧問株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。